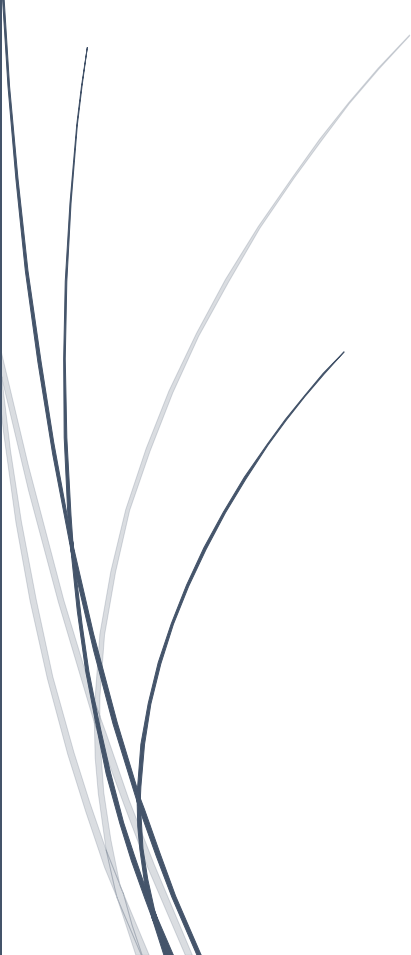


横浜市生活困窮者自立支援制度 業務推進指針



令和元年7月版

はじめに

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。経済的に困窮した際の最後のセーフティネットとして、生活保護制度がありますが、平成 20 年のリーマン・ショックを契機とした生活保護受給者の急増に伴って、生活保護制度の見直しと併せて、その前の段階のいわゆる「第 2 のセーフティネット」の充実・強化に取り組むこととなりました。その後、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会保険や労働保険制度と、生活保護制度の間の段階で、生活困窮者への支援に取り組むことが制度化されました。

法律が施行されて 3 年余りが経過し、横浜市においても制度の浸透に伴い、就労支援や家計改善支援の申込者数は年々増加傾向にあります。さらに、社会全体の高齢化に伴い、これまで潜在化しがちであったひきこもり状態にある中高年者への対応といった新たなニーズも見えてきました。失業や非正規雇用、疾病、障害及び社会的孤立と呼ばれるような地域社会との関係性の不足等を背景に、生活困窮者自立支援制度に対するニーズは、今後ますます高まっていくものと考えられます。

本指針は、生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の動向や本市におけるこれまでの取組経過を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的とします。

目次

はじめに

第1章 指針策定の趣旨・・・1

- 1 業務推進指針策定の背景と趣旨・・・1
- 2 横浜市における取組の経過・・・1
 - 【コラム】生活困窮者自立促進支援モデル事業・・・3
- 3 横浜市地域福祉保健計画と業務推進指針の関係・・・4
 - 【参考】第4期横浜市地域福祉保健計画・・・5
- 4 国の動向（地域共生社会の実現に向けた動きについて）・・・6
- 5 本指針の構成・・・7

第2章 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況・・・8

- 1 生活保護・・・8
- 2 高齢者の世帯数（単独、複数世帯）・・・10
- 3 障害者手帳所持者数・・・11
- 4 児童扶養手当受給世帯数・・・12
- 5 就学援助を受けている子ども・・・12
- 6 子どもの貧困率・・・13
- 7 高等学校中途退学者・・・14
- 8 ひきこもり状態にある人の数（推計値）・・・15
- 9 住居のない生活困窮者の状況（ホームレス状態にある人の数）・・・15
- 10 自殺者数・・・16
- 11 失業者数・・・17
- 12 市民の生活に関する意識・・・18

第3章 生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点・・・19

- 1 制度が目指す目標・・・19
- 2 目標実現のための視点・・・19
- 3 目標実現に向けて市域で実施する内容・・・20
- 4 第4期横浜市地域福祉保健計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ・・・22
- 5 目標実現に向けて各区で実施する内容・・・25

第4章 包括的な相談支援の充実・・・26

- 1 自立相談支援事業・・・27
 - 【実践例】『一人ぼっちにさせないために』マグネットシート』の作成・配布（緑区の取組）・・・29
 - 【実践例】アウトリーチパートナー研修（栄区の取組）・・・30

- 【コラム】若者サポートステーション・・・30
- 【コラム】ジョブスポット・・・31
- 【コラム】横浜市生活自立支援施設はまかせ・・・31
- 2 住居確保給付金・・・32
- 3 就労準備支援事業・・・33
- 4 一時生活支援事業・・・34
- 5 家計改善支援事業・・・35
- 6 寄り添い型学習支援事業・・・36
- 【コラム】寄り添い型生活支援事業・・・36
- 7 認定生活困窮者就労訓練事業・・・37
- 【コラム】横浜市就労訓練事業支援センター・・・38

第5章 支援のためのチームづくり・・・39

- 1 公租公課部門との連携による生活困窮者の早期把握・・・41
- 2 庁内各課及び関係機関との事例検討等を通じた関係づくり・・・41
- 【コラム】鶴見区暮らしの相談支援者ネットワーク・・・42
- 3 生活保護制度との一体的な運用・・・42
- 4 支援調整会議を活用したチームづくり・・・42
- 【コラム】支援調整会議の開催状況・・・44
- 5 関係機関同士の情報共有を行う会議体の設置・・・45
- 6 住まいの確保に関する支援・・・45
- 7 無料低額診療事業との連携・・・46
- 8 フードバンク・フードドライブ活動との連携・・・46
- 9 ひきこもり状態にある人への対応・・・46
- 10 自殺対策施策との連携・・・47

第6章 お互いに支え合える地域づくり・・・48

- 1 基本的な考え方・・・48
- 【コラム】身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業・・・51
- 2 具体的な取組について・・・52
- 【実践例】社会参加推進事業（磯子区の取組）・・・53
- 【実践例】～羽沢プロジェクトを通じて～（神奈川区の取組）・・・54
- 【実践例】地域支援チーム（金沢区の取組）・・・55
- 【実践例】地域ネットワーク構築支援事業（緑区の取組）・・・56
- 【実践例】地域ネットワーク構築支援事業（栄区の取組）・・・57

参考資料・・・58

おわりに

第1章 指針策定の趣旨

1 業務推進指針策定の背景と趣旨

生活困窮者自立支援制度（以下「本制度」という。）は生活困窮者自立支援法（以下「本法」という。）を根拠として、生活困窮者に対する包括的な相談・支援を実施するものであり、今般の改正（平成30年10月1日施行）により、本法第2条で「生活困窮者の尊厳の保持」、「生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」及び「地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）」が基本理念として規定されています。

本法第3条において「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、失業等を背景とする経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点も含め、幅広い方々を支援の対象としています。そうした、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行うため、「包括的」かつ「早期に」支援を行うことが基本理念として明示されました。

さらに、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、包括的な支援を行っていくためには、地域における様々な分野の社会資源との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合にはインフォーマルな支援や地域住民の力も含め、関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、地域の実情に応じて最適な支援体制を整備する必要があります。

本市においても支援の実績を積み重ね、年度ごとに制度運営の振り返りを実施し、各区の取組事例や本市全体の施策展開の方向性を共有してきました。

今回、第4期横浜市地域福祉保健計画（2019～2023）に、生活困窮者自立支援方策の推進に向けた方向性を盛り込むことにより、生活困窮者支援に直接関わる職員だけでなく、庁内の関係部署や地域の多様な主体と本制度の趣旨を共有し、地域の実情に応じた効果的な支援を行うことを目指しました。

これまでの支援の実施状況から見えてきた課題への対応、本制度の基本理念を明確化した改正法の施行、第4期横浜市地域福祉保健計画への本制度の理念の盛り込みを受け、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」（以下「本指針」という。）を策定することとしました。

2 横浜市における取組の経過

本法に基づく事業等のうち、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」は福祉事務所設置自治体が必ず実施する必須事業とされています。

このほかに、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」については任意事業として、地域の実情に応じて必要な支援を提供できることとされています。

さらに、社会福祉法人やNPO法人、企業等が自らの事業として就労に向けた訓練の機会を提供する「就労訓練事業」の適切な実施を確保するための認定制度があります。

本市では、制度の本格実施前のモデル事業時の実施状況を踏まえ、庁内プロジェクト（以下「全庁プロジェクト会議」という。）を立ち上げ議論を重ねた結果、各区役所に相談窓口を設け、必須事業については直営で、任意事業については委託を基本として全ての事業を実施することとしました。本市の豊富な相談支援・就労支援のノウハウを活かした直営での自立相談支援事業を核として、官民協働による制度運営に取り組んでいます。

また、生活保護と生活困窮者自立支援の一体性、継続性を確保するため、平成 27 年 4 月に課の名称を区・局ともに保護課から生活支援課に変更し、①法の趣旨・制度の普及啓発、②既存のネットワークや支援の仕組みとの連携強化、③庁内外の連携を最大限活用した支援の実践、と段階的に支援を展開してきました。

<自立相談支援事業を直営で実施することにより期待される効果>

- ・市民に身近な区役所での相談支援による、相談者のワンストップ性の向上
- ・生活保護制度等の関連制度との一体的な運用による切れ目のない支援
- ・本市社会福祉職が蓄積してきた相談支援・就労支援のノウハウの活用
- ・18 区役所に設置されたジョブスポット（31 ページコラム参照）の効果的な活用
- ・税、国民健康保険料の納付相談窓口等との円滑な庁内連携による対象者の早期把握

<区生活支援課における支援体制と主な役割>

職種	主な役割
課長	○ 生活保護と生活困窮者の相談、支援の一体的な運用のための庁内外での関係調整
係長	○ 日常業務のスーパーバイズ ○ 他課、他機関との連携が円滑に進むよう調整、確認し、地域・関係機関との連携、ネットワーク構築の推進
主任相談支援員 (社会福祉職)	○ 多様な相談のインテーク、アセスメント ○ 自立相談支援員が行う個別支援のコーディネートや助言(アセスメントの協議、面接同席、同行訪問等) ○ 統計集計、実績管理 ○ 庁内外、関係機関との連携、チームで支援を行うためのコーディネート
自立相談支援員	○ 本人の自立に向けたアセスメントと個別支援 ○ 主任相談支援員、係長等課内や庁内各課、関係機関等とのチームでの個別支援を通して地域に働きかける

(出典：自立相談支援事業実務マニュアル(平成29年1月横浜市健康福祉局生活支援課))

【コラム】生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成25年10月から平成27年3月まで、中区において総合支援窓口のモデル事業を直営で実施しました。「経済的な自立に向けた支援を希望される方」を対象を限定した支援ではありましたが、平成26年3月末時点までの半年間でも、97名の相談のうち36名が支援申込に至るなど、市民からの事業への期待が伝わりました。

順調に始まったモデル事業でしたが、主に2つの課題が浮き彫りになりました。

1つ目は、課名の問題です。従前の「保護課」はどうしても生活保護を連想させ、気軽に悩み事を相談する窓口としては、敷居が高い印象があるということが分かってきました。本制度と生活保護制度の一体運用を実感してもらう狙いも込めて、平成27年4月より18区一斉に、課名を「生活支援課」へ変更しました。

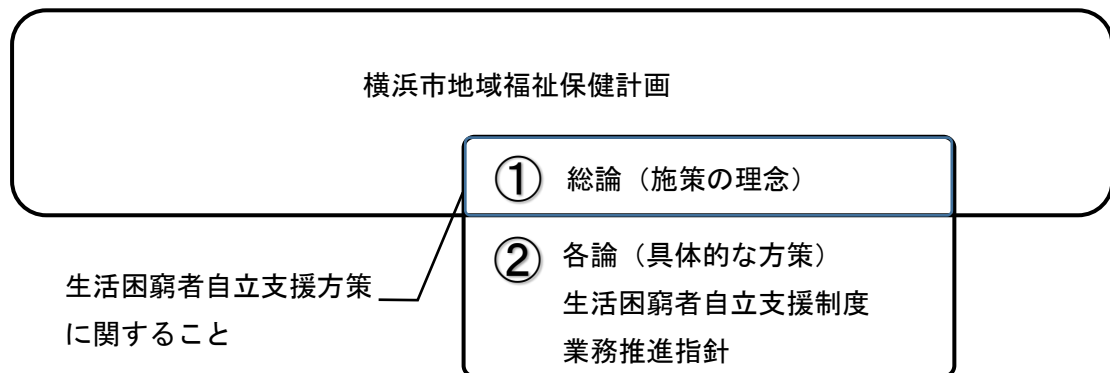
2つ目は、庁内連携のルールです。本事業の直営実施のメリットとしても期待されていた公債権の徴収部門からの相談者の案内が順調にスタートしたものの、具体的な支援段階での個人情報共有など一定のルール決めが不足していました。そこで、実際の窓口業務へ同席するなどして徴収部門の業務理解を深め、平成27年4月、税務課・保険年金課との庁内連携マニュアルを策定しました。その後も合同の職員研修を実施するなど、連携の維持強化に努めています。

3 横浜市地域福祉保健計画と業務推進指針の関係

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知）以下「通知」という。）において、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（※）が定められています。

本市においては、第 4 期横浜市地域福祉保健計画の「推進の柱」の中で、本制度で求められる「支援を必要とする人の早期把握」と「多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり」などの考え方が盛り込まれています。

一方で、横浜市地域福祉保健計画は本市の地域福祉保健に関する基本理念と方向性を提示し、区地域福祉保健計画の推進を支援するものであることから、本法に基づく個別の取組事項等については、計画の性質上なじまないため、別に本指針において示すこととしました。



(※) 通知により定められた事項	業務推進指針における位置づけ	第 4 期横浜市地域福祉保健計画における位置づけ
1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項	第 1 章	○ (第 4 期計画の特徴)
2 生活困窮者の把握等に関する事項	第 2・5・6 章	○ (柱 2・資料編)
3 生活困窮者の自立支援に関する事項	—	—
(1) 生活困窮者への各種支援の実施について	第 4 章	○ (柱 2)
(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	第 5～6 章	○ (柱 3)
4 その他の留意事項等 (人材育成、新たな社会資源の創出等)	第 3～6 章	○ (柱 1・2・3)

【参考】 第4期横浜市地域福祉保健計画

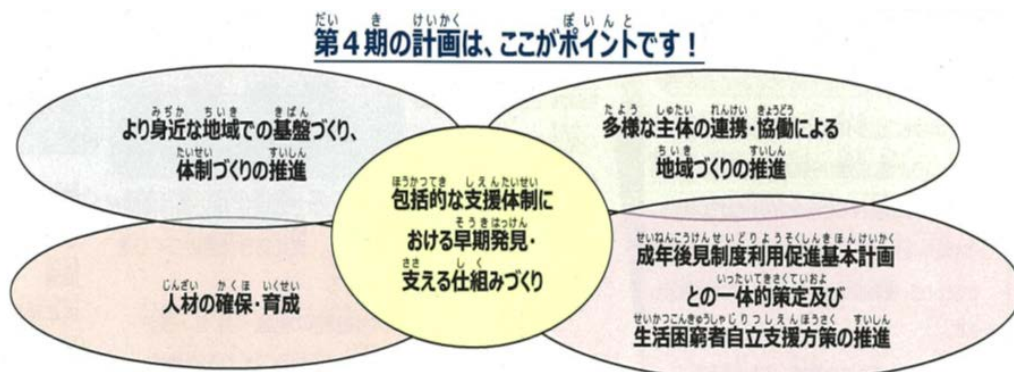
「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる『よこはま』をみんなで作ろう」という基本理念のもと、その実現のための基礎となる共通の考え方と推進の柱を以下のように示しています。

【計画の基礎となる共通の考え方】

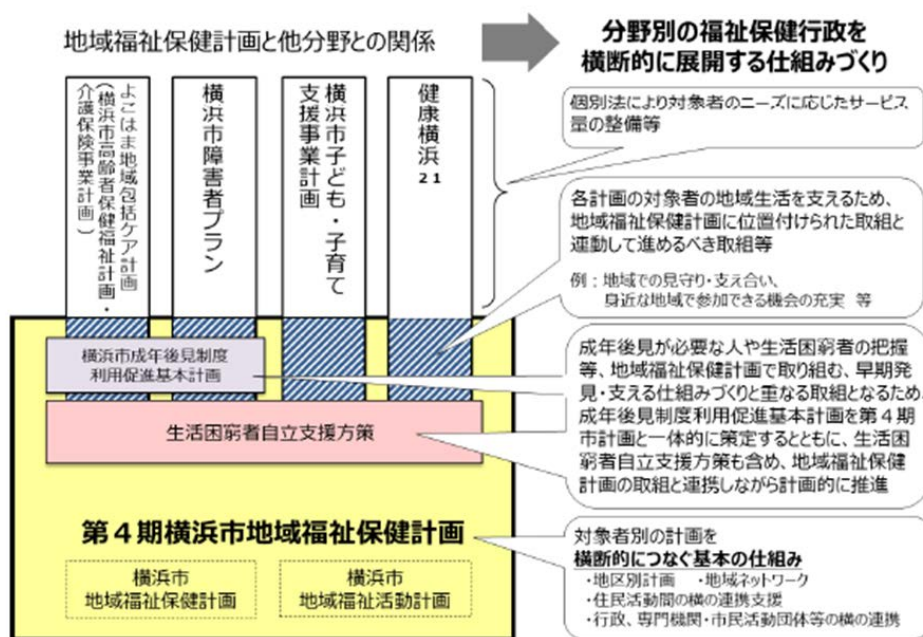
- ・誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。
- ・誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。
- ・地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

【推進の柱】

- 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり
- 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
- 3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進



<他プランとの関係性>



4 国の動向（地域共生社会の実現に向けた動きについて）

我が国においては、高齢化、人口減少、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化が進んでいます。このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、厚生労働省は、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、その具体化に向けた改革を進めることとしています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この地域共生社会の実現に向けた取組として、地域づくり強化のための取組の推進、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築支援、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築することなどが求められています。

また、改革の骨格として、①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用を掲げています。



地域共生社会の実現を踏まえ、社会福祉法の改正も実施され、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の努力義務化」などが規定されました。

社会福祉法の改正を受け、国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドライン

では、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方」「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための各福祉分野の関係の整理」等が挙げられており、第4期横浜市地域福祉保健計画にもその内容が組み込まれています。

5 本指針の構成

本指針の構成は前述の「通知（※）4ページ参照）」に基づき、生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項を参考に構成しています。

第1章から第3章では、本市における本制度の推進に向けた基本的な考え方を示し、第4章から第6章では、基本的な考え方に基づく具体的な取組を中心に、今後の方向性を示しています。

第1章 指針策定の趣旨

生活困窮者自立支援方策の位置づけと、国の動向や地域福祉施策との連携に関する事項を記載しています。

第2章 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況

生活困窮者の把握などに関する資料を掲載しています。

第3章 生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点

本制度が目指す目標と、目標実現に向けた視点、取組を進めるうえでの考え方及び横浜市地域福祉保健計画との関連性について記載しています。

第4章 包括的な相談支援の充実（第3章視点1に対応）

本制度に基づく各種事業の概要や事業実施における基本的な考え方を記載しています。

第5章 支援のためのチームづくり（第3章視点2に対応）

関係機関や他制度、多様な主体による支援との連携に関する取組について説明します。

第6章 お互いに支え合える地域づくり（第3章視点3に対応）

生活困窮者支援を通じた地域づくりに向けた基本的な考え方と具体的な取組を説明します。

第2章 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況

本制度による支援を適切に実施する前提として、何らかの課題があり支援の対象となる可能性のある人の実態を把握するため、生活困窮者支援に関連する統計資料等を紹介します。

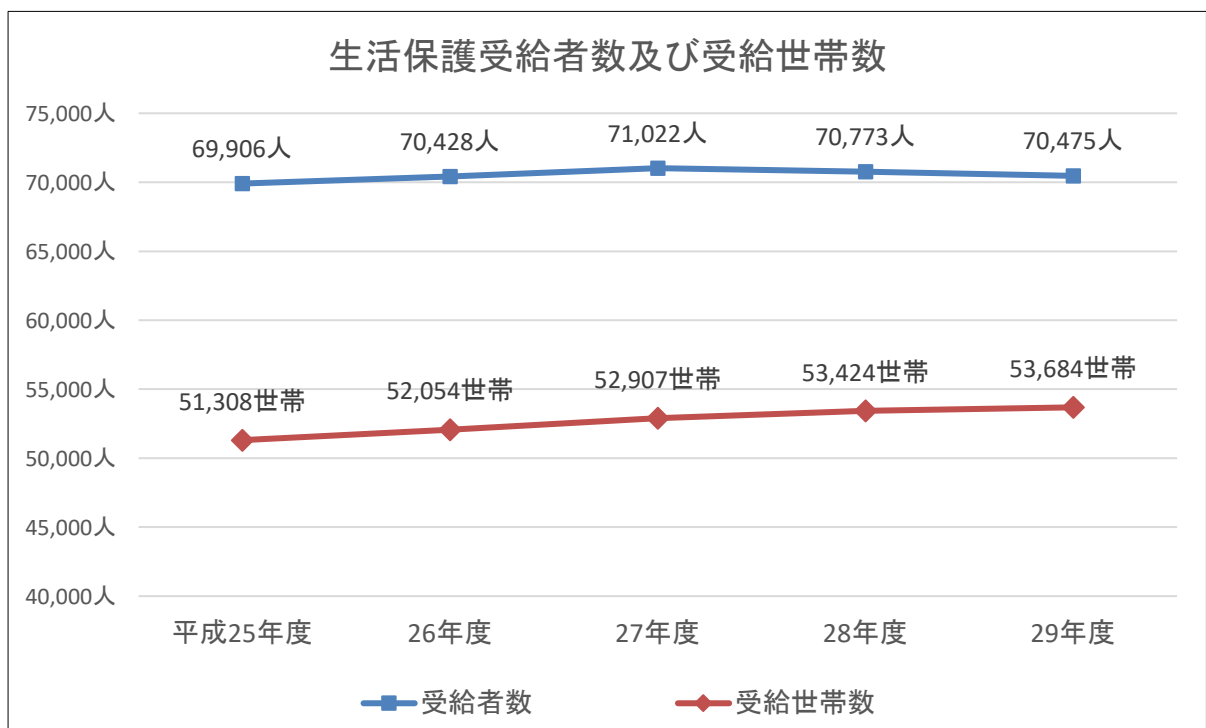
1 生活保護

(1) 生活保護受給者数等

過去5年間の動向を見ると、生活保護受給者数については、ほぼ横ばいですが、受給世帯数は微増となっており、受給世帯における世帯構成員の減少が考えられます。

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人口	3,693,788人	3,702,093人	3,712,170人	3,726,365人	3,728,124人
受給者数	69,906人	70,428人	71,022人	70,773人	70,475人
受給世帯数	51,308世帯	52,054世帯	52,907世帯	53,424世帯	53,684世帯
保護率 (人員)	1.89%	1.90%	1.91%	1.90%	1.89%

(出典：横浜市生活保護統計月報 各年度4月1日時点)



(2) 生活保護受給世帯数（内訳別）

高齢者世帯、障害者世帯及びその他世帯は増加傾向にあります。

	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
高齢者世帯	23,117 世帯	24,120 世帯	25,441 世帯	26,398 世帯	27,109 世帯
母子世帯	3,851 世帯	4,058 世帯	4,009 世帯	3,809 世帯	3,608 世帯
障害者世帯	6,305 世帯	6,537 世帯	6,756 世帯	6,983 世帯	7,185 世帯
傷病者世帯	8,170 世帯	7,538 世帯	6,797 世帯	6,307 世帯	5,525 世帯
その他世帯	9,765 世帯	9,709 世帯	9,813 世帯	9,818 世帯	10,156 世帯
合計	51,208 世帯	51,962 世帯	52,816 世帯	53,315 世帯	53,583 世帯
市全世帯数	1,609,747 世帯	1,623,606 世帯	1,638,946 世帯	1,638,946 世帯	1,665,516 世帯

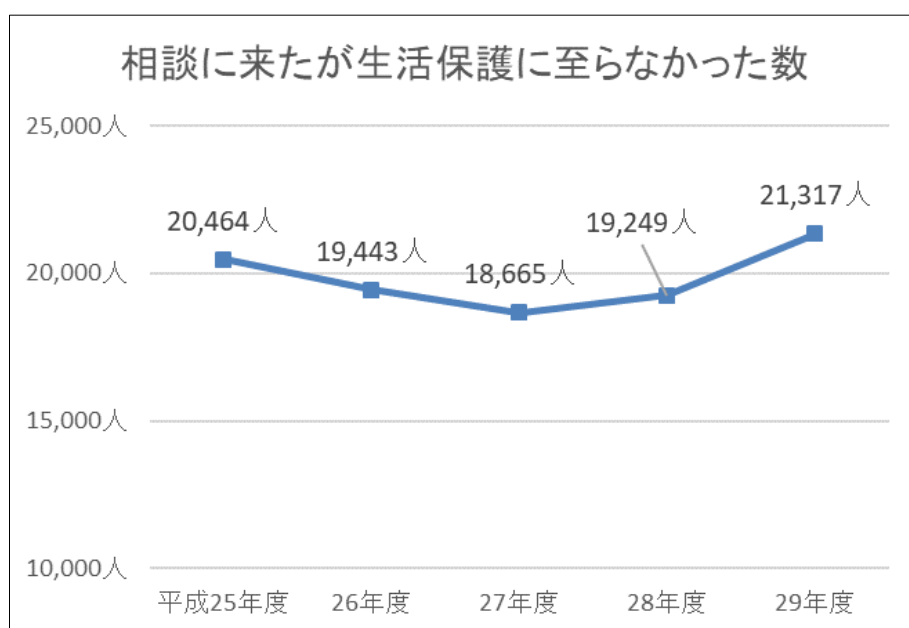
(出典：横浜市生活保護統計月報（停止世帯を除く))

(3) 生活保護に至らなかった人の数

生活保護の相談者のうち、受給開始者数を除いた人数は平成 24 年度から平成 27 年度にかけて減少傾向にありましたが、平成 28 年度からは増加に転じ、平成 29 年度は 21,317 人となっています。

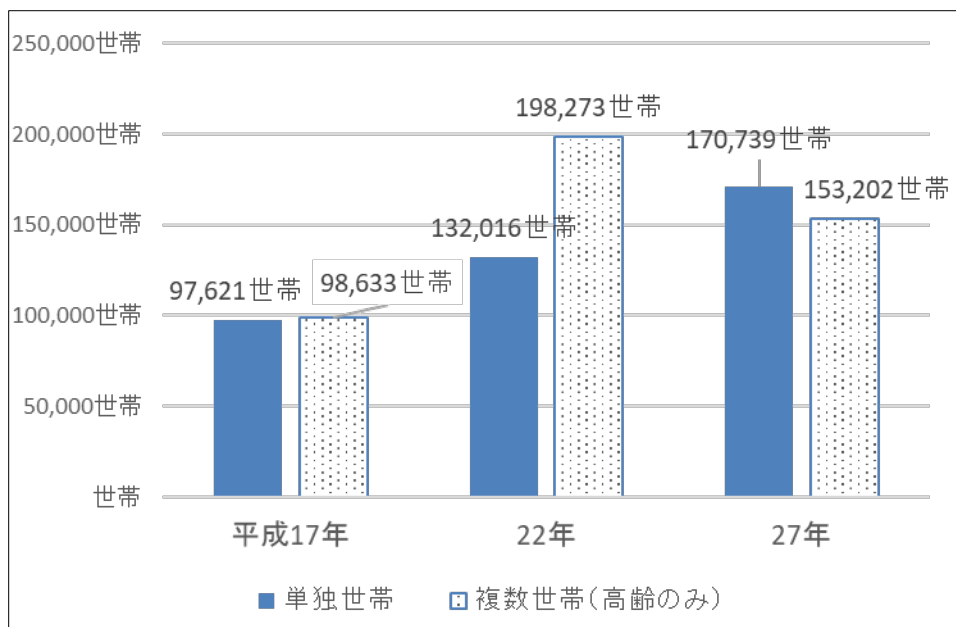
	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
延べ相談者数	29,719 人	28,294 人	27,412 人	27,594 人	29,550 人
生活保護開始者数	9,255 人	8,851 人	8,747 人	8,345 人	8,233 人
相談に来たが生活保護に至らなかった数	20,464 人	19,443 人	18,665 人	19,249 人	21,317 人

(出典：生活保護法施行事務監査の実施結果報告)



2 高齢者の世帯数（単独、複数世帯）

65歳以上高齢者世帯数は増加しており、近年は複数世帯よりも単独世帯が多くなっています。

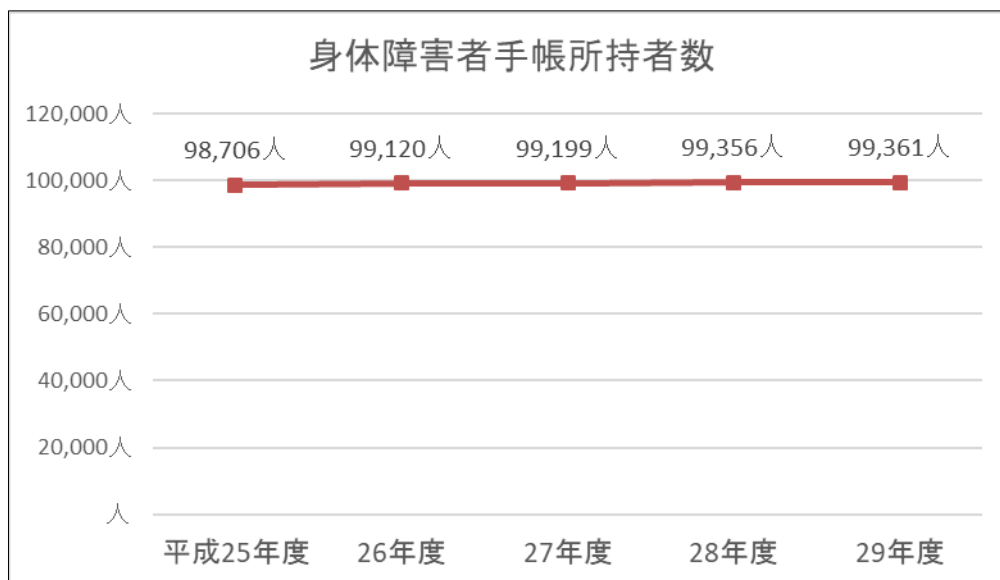


(出典：国勢調査（基幹統計調査）)

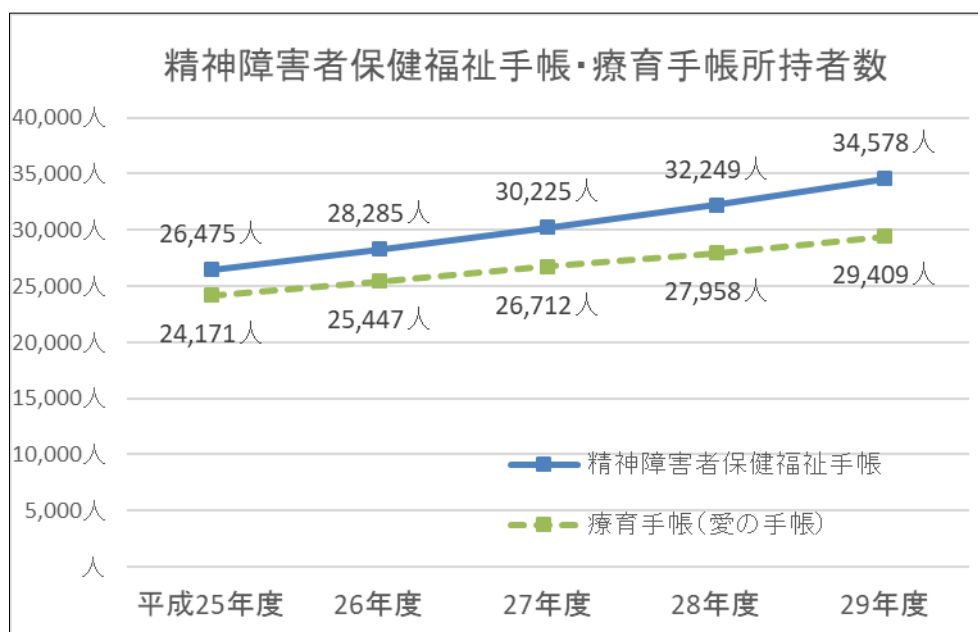
3 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数については微増傾向で、平成 29 年度は 99,361 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳（愛の手帳）の所持者数は年々増加傾向にあり、平成 29 年度は精神障害者保健福祉手帳が 34,578 人、療育手帳（愛の手帳）（※）が 29,409 人となっています。



（出典：横浜市統計書）



（出典：横浜市統計書）

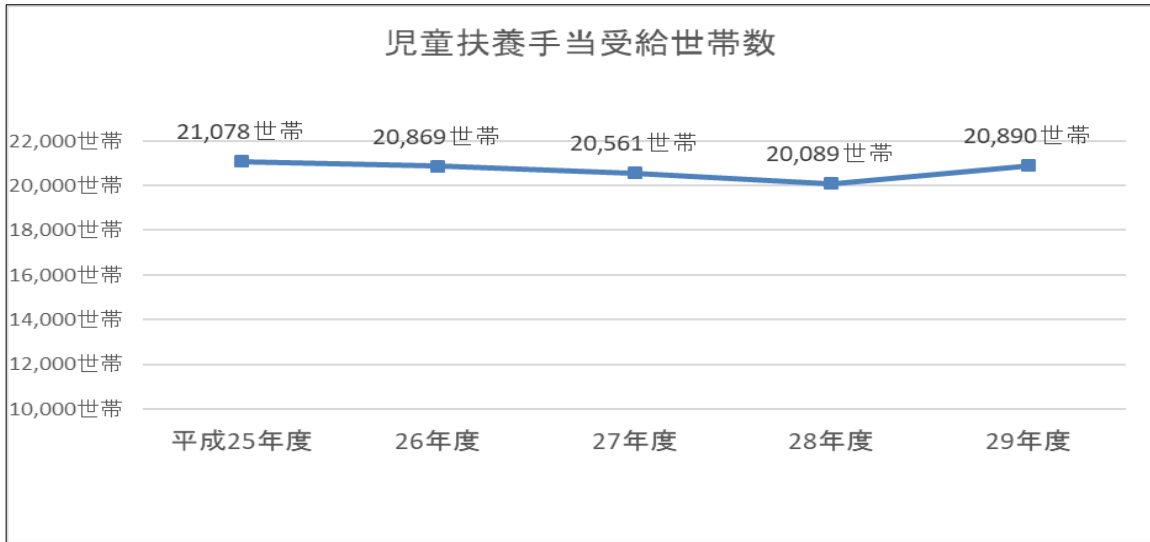
（※）療育手帳（愛の手帳）

児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された人を対象に交付

4 児童扶養手当受給世帯数

本市の児童扶養手当受給世帯数は平成 25 年度以降は減少傾向にありましたが、平成 29 年度に増加に転じています。

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

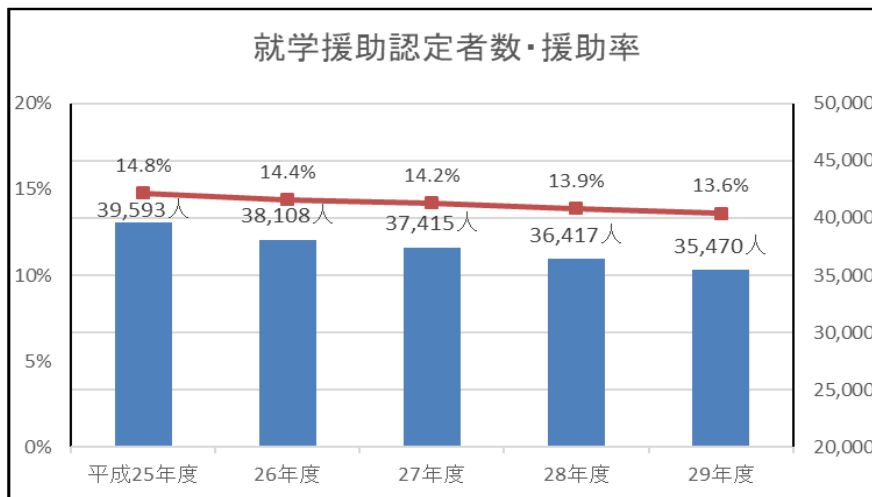


(出典：横浜市統計書)

5 就学援助を受けている子ども

就学援助を受けている子どもの数は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて約 4,000 人減少し、35,470 人となっています。平成 29 年度に就学援助を受けている子どもの割合は、13.6%となっています。

就学援助は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 19 条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した人です。



※援助率
= 認定者数 / 在籍者数

(出典：横浜市教育委員会事務局)

6 子どもの貧困率

本市において、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は7.7%（平成27年時点）で、約44,000人となっています。（出典：横浜市子どもの貧困対策に関する計画（平成28年3月））

なお、厚生労働省が発表している、国の子どもの貧困率（※）（平成27年時点）は13.9%と前回調査（平成24年時点）より2.4ポイント低下しました。

	平成21年	24年	27年
子どもの貧困率	15.7%	16.3%	13.9%

（出典：国民生活基礎調査）

（※）子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める、貧困線を下回る等可処分所得しか得ていない世帯に属する17歳以下の子どもの割合

7 高等学校中途退学者

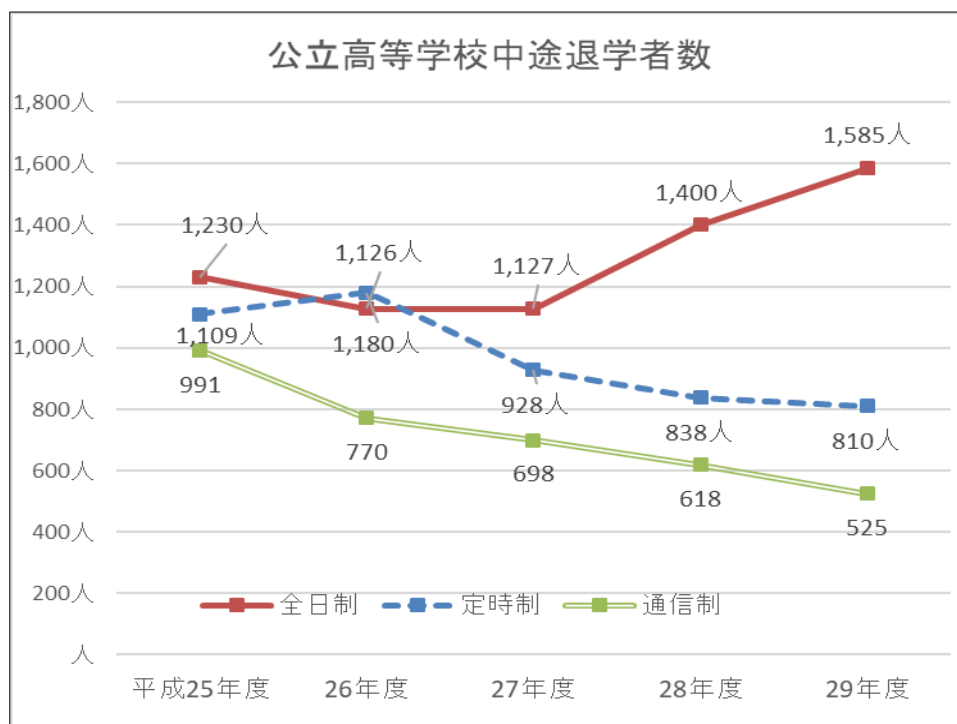
神奈川県内の公立高等学校における中途退学者数については、平成29年度は2,920人となり、全日制が前年度より増加していますが、定時制及び通信制は減少しています。

中途退学率（※）については全日制が1.2%、定時制が10.6%、通信制が13.7%となっています。

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中途退学者数	3,330人	3,076人	2,753人	2,856人	2,920人
全日制 (中途退学率)	1,230人 (1.0%)	1,126人 (0.9%)	1,127人 (0.9%)	1,400人 (1.1%)	1,585人 (1.2%)
定時制 (中途退学率)	1,067人 (11.5%)	1,180人 (12.7%)	928人 (10.7%)	838人 (10.3%)	810人 (10.6%)
通信制 (中途退学率)	869人 (15.0%)	770人 (14.6%)	698人 (14.4%)	618人 (14.4%)	525人 (13.7%)

(※) 中途退学率は各年4月1日現在の在籍者数に占める中途退学者数の割合

(出典：神奈川県児童・生徒の問題行動調査結果)



本市における生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の中途退学者数については、下表のとおりで、平成29年度は120人(6.3%)となっています。

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
在籍者数	1,913人	1,895人	1,898人	1,934人	1,895人
中途退学者数	82人	97人	86人	107人	120人
中途退学率	4.3%	5.1%	4.5%	5.5%	6.3%

(出典：横浜市健康福祉局生活支援課年度末報告)

8 ひきこもり状態にある人の数（推計値）

本市においては、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある人（※）は約15,000人（平成29年度）と推計されており、前回調査（平成24年度時点）より増加しています。

また、40歳から64歳までの人について、新たに調査対象としたところ、ひきこもり状態にある人は約12,000人と推計されています。

	平成24年度	29年度
15～39歳	8,000人	15,000人
40歳以上	—	12,000人

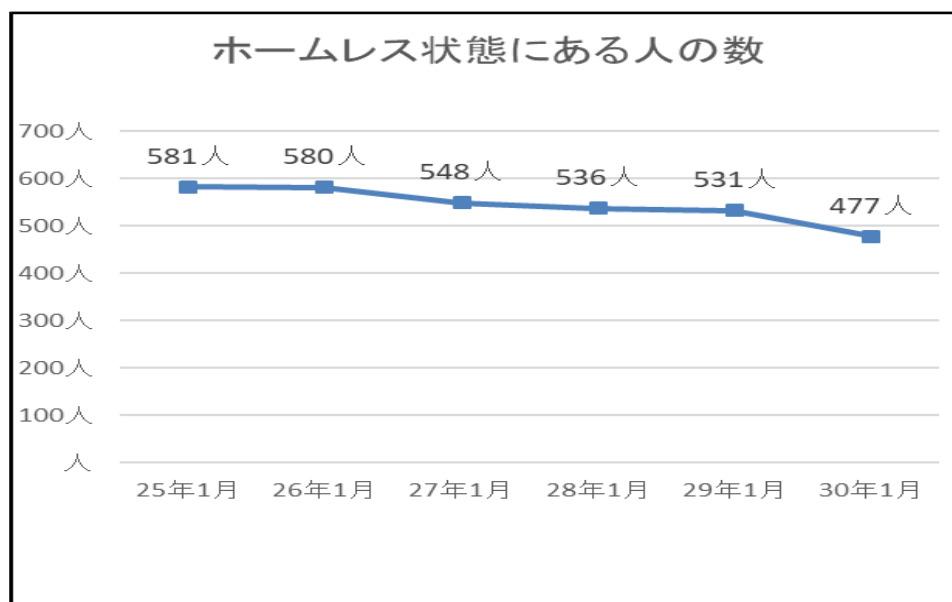
（出典：横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査）

（※）「ひきこもり」の定義

ほとんど家から出ない状態が、6か月以上継続し、かつ、疾病、介護、育児等をその理由としない者

9 住居のない生活困窮者の状況（ホームレス状態にある人の数）

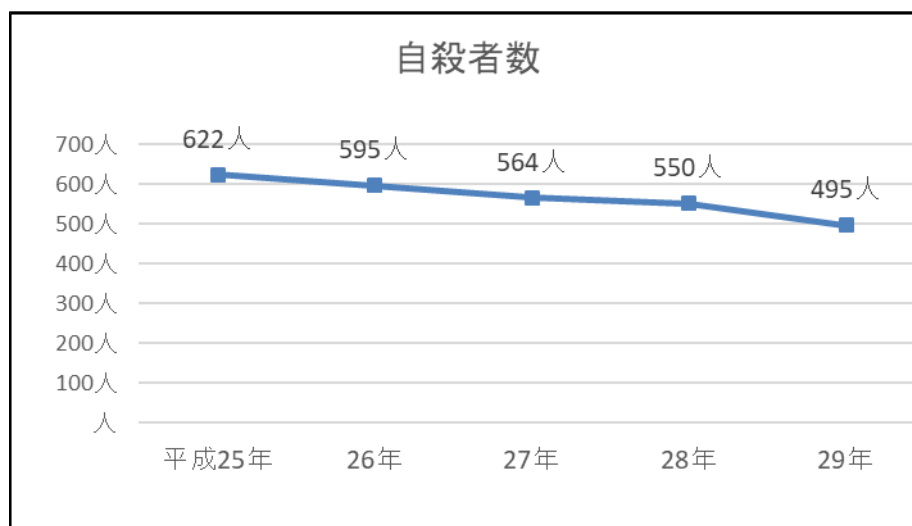
「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条」では、「ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義されています。ホームレス状態にある人の数は減少傾向にあります。全国的には、ホームレスの高齢化、路上生活期間の長期化が課題となっており、本市においても同様の傾向が見られます。なお、本法（生活困窮者自立支援法）では、上記に定義される「ホームレス」の他、終夜営業店舗等で寝泊まりをしている生活困窮者や広く居住の不安を抱えている層も「住居のない生活困窮者」として支援の対象としています。しかし、このような方の実態は把握できていません。



（出典：ホームレスの実態に関する全国調査）

10 自殺者数

平成 29 年の本市における自殺者数は、495 人となっています。平成 25 年以降、減少傾向となっています。



(出典：人口動態統計)

自殺の原因・動機（複数回答）に関しては、「健康問題」が最も多く、次いで、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっています。

(平成 29 年分)

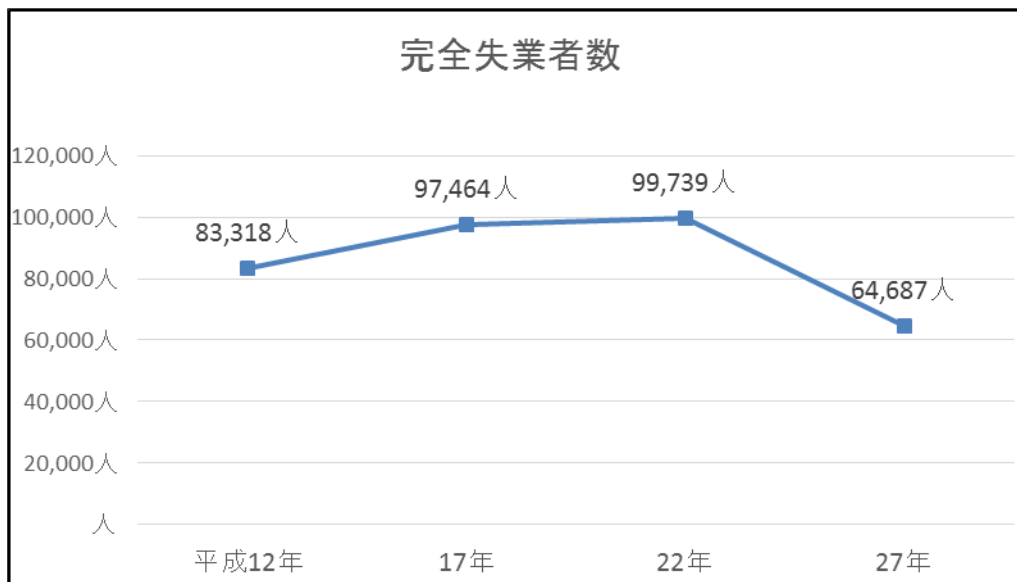
	自殺者数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
人数	443人	42人	154人	58人	26人	11人	8人	27人	206人
割合	-	9.5%	34.8%	13.1%	5.9%	2.5%	1.8%	6.1%	46.5%

(出典：自殺統計)

なお、「自殺統計」は横浜市内で発見された自殺者数の統計であるため、住所地を基にしている「人口動態統計」の数とは一致していません。

11 失業者数

平成 27 年国勢調査における横浜市の完全失業者数は 64,687 人となっており、前回調査（平成 22 年時点）から大きく減少しています。



（出典：国勢調査 就業状態等基本集計）

なお、平成 29 年における横浜市の有効求人倍率については、1.39 倍となっており過去 3 年間で最大となっています（数値は各年平均）。

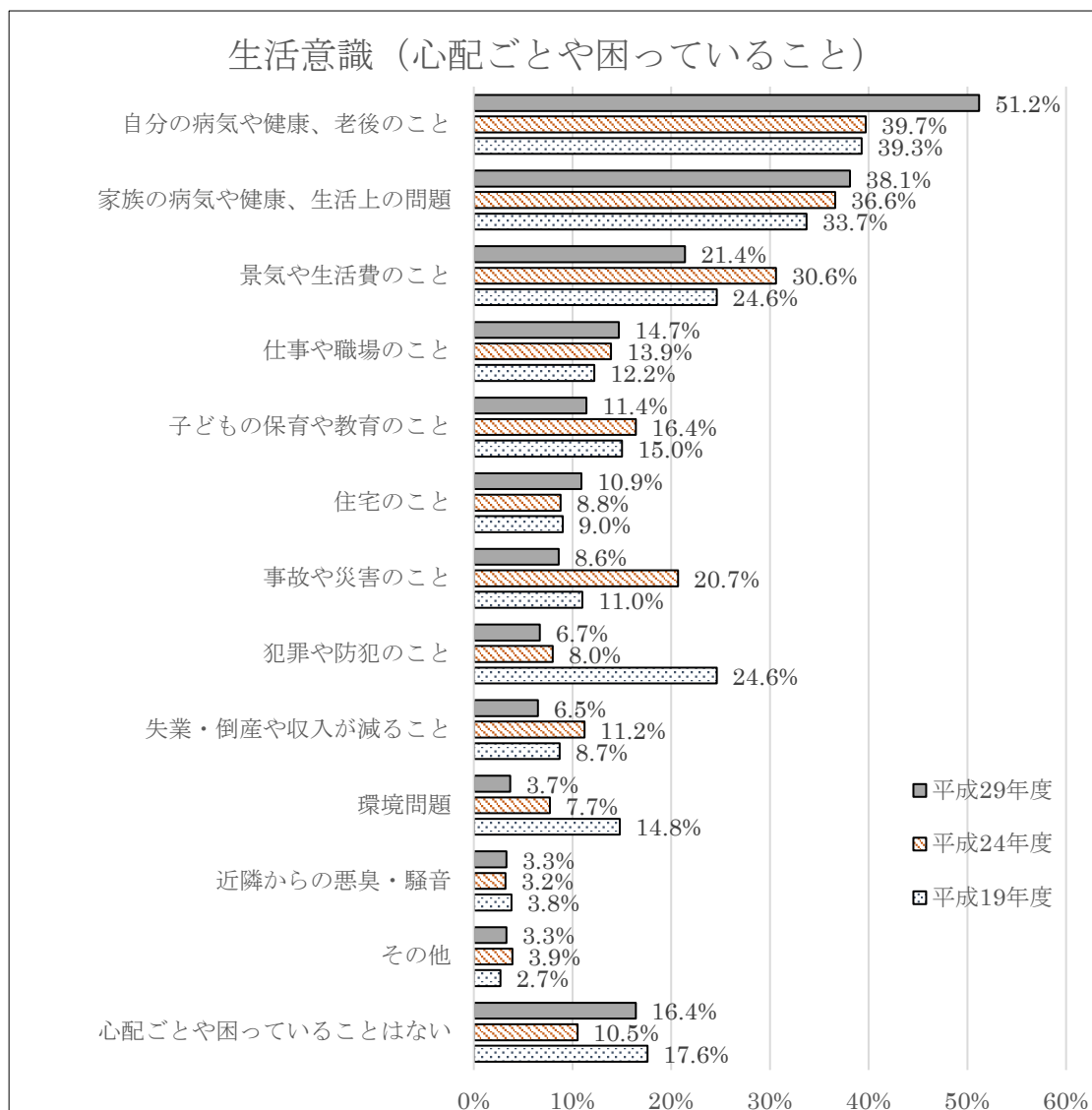
	平成 27 年	28 年	29 年
失業率（全国）	3.4%	3.1%	2.8%
有効求人倍率（全国）	1.20 倍	1.36 倍	1.50 倍
有効求人倍率（横浜市）	1.10 倍	1.26 倍	1.39 倍

（出典：横浜市経済局 統計・調査資料）

12 市民の生活に関する意識

心配ごとや困りごとについては、「自分の病気や健康、老後のこと」が最も多く、次いで「家族の病気や健康、生活上の問題」、「景気や生活費のこと」が上位3項目となっています。

「景気や生活費のこと」については、平成24年度調査時は30.6%でしたが、29年度では21.4%に減少しています。



（出典：横浜市市民意識調査）

第3章 生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点

1 制度が目指す目標

本制度においては、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を制度の目指す目標と定めています。

これは本制度が本人の内面からわき起こる意欲や思いを主役とし、自己選択、自己決定を基本に経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立も含めた本人の状態に応じた「自立」を支援していく内容であること、また、生活困窮者の早期把握や見守りなどの支援策の構築とともに、「社会とのつながり」の実現が不可欠であり、「相互に支え合う」地域の構築を目指していることに由来します。

この2つの目標の実現に向けては、行政、福祉保健関係機関だけではなく、地域における様々な主体と目標を共有し、連携していく必要があります。

なお、生活困窮者の自立と尊厳の確保に関連して、本市では、横浜市人権施策基本指針（平成29年1月改訂版）において「生活困窮者」を新たな人権課題として位置づけ、人権尊重に向けた取組の推進を図っています。

2 目標実現のための視点

生活困窮者の自立支援に関する各種の取組を進めるうえで、国の動き等を踏まえて、本市では、次の3つの視点を念頭に置きながら、実施することとします。

視点1 包括的な相談支援の充実

困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、課題に応じた必要な支援を行います。生活困窮者の多様で複合的な課題に対応し、制度の狭間に陥ることがないように、様々な窓口で相談を丸ごと（包括的に）受け止め、各関係機関や地域で活動する団体、個人との連携を図りながら、本人に寄り添い、課題解決に向けて支援します。

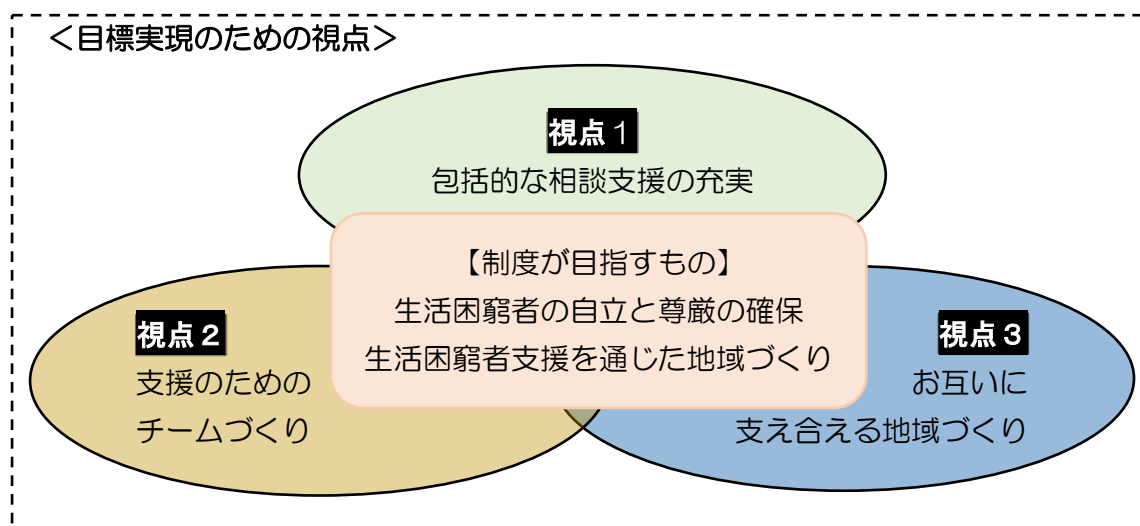
視点2 支援のためのチームづくり

個別支援の中で把握した課題を支援機関、関係機関と共有し、課題解決に向けた支援を展開していくためのチームづくりに取り組みます。切れ目のない一体的な支援を目指し、各機関の強みを生かしたチームアプローチができるよう、多様な関係機関や地域で活動する団体、個人と連携・協働します。

視点3 お互いに支え合える地域づくり

生活困窮者の早期発見、「多様」な自立の実現だけでなく、相互に支え合える地域づくりに必要な情報を関係機関や地域住民に向けて発信します。

社会参加や就労体験等の自立に向けてステップアップできる場が身近な地域に存在するよう、多様な社会参加の場となりうる社会資源を地域の様々な主体と一緒に創設していきます。また、個別支援を通じた地域課題の抽出を行い、生活困窮者の課題を地域の課題として共有していきます。



3つの視点の関係性は上記の図に示すとおりです。

包括的に相談を受け止めながら、生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、課題を把握し、解決に向けた支援をしていく必要があります。

また、支援を実施していくにあたっては、真に困窮している人ほど「SOS」を発することが難しいことに鑑み、「待ちの姿勢」ではなく、早期に生活困窮者を把握していくこと、さらには、本人のペースに合わせ、「切れ目なく継続的」に支援していく姿勢も必要です。その際には、行政・関係機関・地域等との連携が欠かせません。関係者（チーム）が一体となり、課題解決に向けたプロセスを共有していくことが大切です。

3 目標実現に向けて市域で実施する内容

本制度においては、「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」及び地域の実情に見合った「分権的・創造的な支援（※）」が求められています。それらの支援を進めるため、下記の内容を実施していきます。

- ① 各区の地域特性、地域資源の活用状況や社会情勢等について各区に対し情報提供等を実施します。
- ② 本制度の対象者及び目指す方向性からも高度な倫理観と相談援助技術を備えた人材育成が必要です。そのため、目標実現のための視点を踏まえ、人材育成に向けた各種研修等を実施します。
- ③ 各関係部局と連携し、生活困窮者自立支援方策について、関係会議等を通じて制度の理解及び周知等に向けた取組を進めます。

- ④ 上記の内容を実施するにあたり、新たに生活困窮者自立支援方策が盛り込まれた第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。

(※)「分権的・創造的な支援」

一律の支援メニューを提供するだけでなく、地域の実情や社会資源の充足状況等に合わせて、行政と様々な主体が協働し、支援体制を創造すること

4 第4期横浜市地域福祉保健計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ

本制度の目標実現のための視点と、第4期横浜市地域福祉保健計画との関係性を、地域福祉保健計画の推進の柱ごとに整理すると以下のようになります。

個別支援を通じて把握された課題を地域の中に位置づけ、地域課題として捉え、地域福祉保健計画に反映することで、課題解決につなげていくことが必要です。また、計画内において各柱に位置づけている取組の中で、生活困窮者支援に関する取組を以下に抜粋して掲載します。

【推進の柱1】 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり		目標実現のための視点		
		視点1	視点2	視点3
柱1-1	地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実			
1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり	○	○	
1-1-2	地域の特性を踏まえた地域支援の促進			○
柱1-2	地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援			
1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充			
1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実			○
柱1-3	誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成			
1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり			○
1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり			○
柱1-4	地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり			
1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり		○	○
1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上	○	○	
1-4-3	活動資源を確保するための支援			

【生活困窮者の支援に関する主な取組】

- ・地区別支援チームとして地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の実施（1-1-1）
- ・地域共生社会の実現に向けた、地域を「丸ごと」支える包括的な相談・支援の推進（1-1-1）
- ・本法に基づく各種事業の実施における、区社協・地域ケアプラザをはじめとする関係機関との連携強化（1-1-1）
- ・社会的孤立や生活困窮等、どの地域でも共通に考える必要のある課題に対する支援機関としての解決策の検討と、施策化を通じた解決策の実行（1-1-2）
- ・社会的孤立等、地域でも受け止めていく必要のある課題の提示と取組推進の支援（1-3-1）
- ・地域に関する様々な情報を収集し、地域特性や地域活動等、関係者間で情報共有できる場の開催（1-4-2）
- ・地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる窓口となる人材の育成（1-4-2）

【推進の柱2】 身近な地域で支援が届く仕組みづくり		目標実現のための視点		
		視点1	視点2	視点3
柱2-1	見守り・早期発見の仕組みづくり			
	2-1-1 見守りの輪の拡大		○	○
	2-1-2 気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり	○	○	○
柱2-2	連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実			
	2-2-1 地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり	○	○	○
	2-2-2 地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり	○	○	○
柱2-3	身近な地域における権利擁護の推進			
	2-3-1 関係機関等と連携した権利擁護の推進			
	2-3-2 成年後見人等への支援の促進			
柱2-4	幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実			
	2-4-1 地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進			
柱2-5	支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり			
	2-5-1 必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進			○

【生活困窮者の支援に関する主な取組】

- ・ 困りごとを抱えている人に早期に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の周知（2-1-1）
- ・ 日頃の活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携の推進（2-1-1）
- ・ 困りごとを抱えている人が地域にいることを知り、受け入れる意識づくり（2-1-1）
- ・ 必要な人が相談等につながるよう、地域住民に支援機関につなぐ意識の浸透の推進（2-1-1）
- ・ 支援が必要な人だけではなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等とのネットワーク構築の推進（2-1-1）
- ・ 既存のネットワーク（地区別計画の懇談会等）での、地域と関係機関との情報共有の推進（2-1-2）
- ・ 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わる意識づくりのための研修の実施（2-2-1）
- ・ 生活困窮者を含め、地域で困りごとを抱えている方の課題を分野横断的に協議する場の検討（2-2-2）

【推進の柱3】 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進		目標実現のための視点		
		視点1	視点2	視点3
柱3-1	幅広い市民参加の促進			
3-1-1	地域でつながる機会の拡大	○	○	○
3-1-2	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施	○	○	○
柱3-2	多様な主体の連携・協働による地域づくり			
3-2-1	社会福祉法人の地域貢献の推進	○	○	
3-2-2	企業、NPO法人、学校等との連携強化		○	○
柱3-3	幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり			
3-3-1	新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供			

【生活困窮者の支援に関する主な取組】

- ・就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親子、就労世代や退職後の方等と一緒に参加し、継続して地域とつながりを持てるための支援（3-1-1）
- ・関係局課が連携し、幅広い市民への情報提供に加え、会社をリタイヤする前等の特定の年代に向けた社会参加への更なる啓発（3-1-2）
- ・社会福祉法人・施設と地域の連携による地域課題を解決する取組の拡充（3-2-1）
- ・地域ニーズを把握するためのデータの提供や、市内外の取組事例の紹介等を通じた取組支援（3-2-1）
- ・一般就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労や社会参加の場、食支援、見守り活動等、企業の強みを生かした社会貢献のコーディネート支援（3-2-2）
- ・学校と地域、関係機関が連携した、不登校や引きこもり等への対応に向けた検討・実施（3-2-2）
- ・NPO法人と地域、関係機関が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信（3-2-2）

5 目標実現に向けて各区で実施する内容

政令指定都市である本市の場合、各種福祉保健サービスの提供や地域ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区単位となります。そのため、各区の実情に応じて、庁内外の関係機関、地域の関係者等と本制度の理念を共有し、計画的に様々な取組を進め、個別支援の充実を図ることが求められています。

- ① 個別支援を展開する際、支援対象者のニーズに合わせ、庁内外の関係機関や地域の活動団体、個人と協働していきます。
- ② 個別支援から把握できた課題に対し、積極的に地域資源を開拓するとともに、各区の実情に応じた事業化等も必要に応じて検討します。
- ③ 支援者（自立相談支援員含む）の人材育成に取り組み、積極的に研修会や情報交換会を開催し、顔の見える関係づくりと支援者相互のサポート体制を構築します。
- ④ 第4期区地域福祉保健計画の策定・推進の過程において、「生活困窮者の早期発見につながる住民主体の見守り活動の推進」や「住民や関係機関との連携、協働による相談支援体制づくり」という生活困窮者自立支援に資する取組を、地域住民を含む地域全体の取組としていくよう働きかけを行います。

第4章 包括的な相談支援の充実

本章では、本制度に位置づけられている各種事業等について紹介します。

本法の目標の実現に向けた視点の一つ目が「包括的な相談支援の充実」であり、生活困窮者の経済的、社会的自立促進のためには、困りごとを包括的に受け止め、その困りごとに応じて、各種事業等を一体的に運用していく必要があります。

制度の概要は下図に示す通りです。なお生活保護受給者については、生活保護法に基づく支援を行います。



(出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室資料)

1 自立相談支援事業

(1) 事業概要

自立相談支援事業は、相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行う事業です。

制度の狭間に陥らないよう、相談者の悩みを幅広く受け止め、個々の課題に応じて、待ちの姿勢ではなく早期に、切れ目なく継続的な支援を行う事業です。

また、画一的な支援メニューへのあてはめではなく、地域の実情に応じて関係者とのネットワークを築くなど、地域における支援体制を構築しつつ個別支援を行う事業という側面もあります。

さらに、ジョブスポットと連携しながらきめ細かな就労支援を実施しています。

ア 個人への関わり

生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、アセスメントを実施して本人の状態に応じた自立支援計画（以下「支援プランという。）を作成し、必要なサービスの提供につなげます。

経済面についての支援だけでなく、健康面や日常生活を送る上での課題、社会的なつながりの維持・確保にも配慮しつつ、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。

イ 地域への働きかけ

関係機関とのネットワークづくりや、地域の社会資源を活用した支援等を通じて、地域づくりを推進します。

(2) 実施体制

本市において自立支援事業を実施している機関（自立相談支援機関）は以下のとおりです。

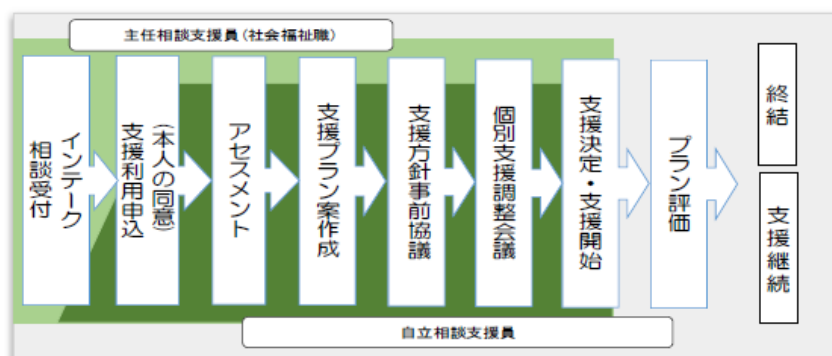
ア 区生活支援課（市内 18 区）【直営】

- ・主任相談支援員（社会福祉職）
- ・自立相談支援員（就労支援員を兼務）

イ 若者サポートステーション（連携先 3 か所（内サテライト 1 か所））【委託】

ウ 横浜市生活自立支援施設はまかぜ（市内 1 か所）【指定管理】

【区生活支援課での相談の流れ】



(3) 過年度実績

ア 区生活支援課

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
新規相談者数	4,238 人	4,436 人	4,793 人
プラン作成件数	1,112 件	1,541 件	1,781 件
就労支援対象者数	727 人	929 人	949 人
就労・増収者数	458 人	683 人	755 人

イ 若者サポートステーション

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
新規相談者数	248 件	181 件	182 件
プラン作成件数	571 件	529 件	367 件
就労支援対象者数	568 件	491 件	334 件
就労・増収者数	158 件	114 件	77 件

ウ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
新規相談者数	1,000 件	863 件	818 件
※プラン作成件数	792 件	855 件	868 件
※就労支援対象者数	318 件	332 件	311 件
※就労・増収者数	103 件	179 件	147 件

※ プラン作成件数(延べ数)をベースとしているため、一時生活支援事業の実績(34ページ)とは異なります。

チラシの配布や広報よこはまへの掲載等による周知・広報活動や他機関連携の促進等により、制度の浸透が進んだことで、区生活支援課における相談者数等は増加傾向となっています。

若者サポートステーションについては、雇用を取り巻く環境等の変化に伴い、相談者数等は減少傾向となっていますが、一度も就職したことがない又は長期間就労していないなど、支援の必要性の高い人の重要な受け皿となっています。

横浜市生活自立支援施設 はまかぜについては、全国的なホームレス数の減少や各区生活支援課の生活困窮者相談窓口にて住居喪失に至る前の段階で自立の促進が図られていることに伴い、新規相談者数及び入所者数は減少傾向にあります。一方でプラン作成件数については、増加しており、入所後の状況の変化に合わせ、きめ細かな支援プランを作成しています。

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 包括的な相談対応（インテーク）

- ・相談者の思いを聴き、ありのままを受け止めます。
- ・話の進め方に留意し、表面に現れた困りごとだけでなく、背景や置かれた状況の把握に努めます。
- ・必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)や他制度へのつなぎ直しを検討します。

イ アセスメントスキルの向上

- ・共通の「インテーク・アセスメントシート」を活用します。
- ・相談者が置かれている状況を把握・分析し、課題解決の方向性を探っていきます。
- ・相談者が抱える課題を共有し、信頼関係を構築します。

ウ 組織としての支援

- ・庁内にて事前協議を実施し、支援方針を検討します。

エ 複数の関係機関と連携した、チーム支援の総合調整（第5章参照）

オ 地域への働きかけ（第6章参照）

- ・定例支援調整会議や既存の枠組み（地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等）を活用して、地域情報や地域課題の共有を図ります。
- ・幅広い対象者を早期に把握するための、制度周知やネットワークの構築を行います。
- ・生活困窮者の社会参加の場となるような地域資源の把握及び創設を検討します。

【実践例】『一人ぼっちにさせないために』マグネットシート」の作成・配布（緑区の取組）

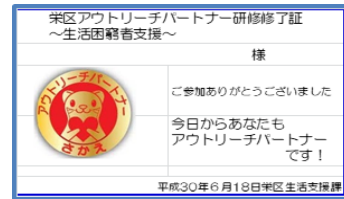
緑区十日市場団地地区では、区と地域ケアプラザが協働で、『一人ぼっちにさせないために』マグネットシート」を作成し、エリア内の市営住宅全戸に配布しました。

このマグネットシートは、地区で課題となっている「孤独死」の防止や、潜在する「生活困窮者」等の早期発見・支援を目的として作成したもので、地域の総合相談窓口である地域ケアプラザが「生活に関するお困りごと」の相談をワンストップで受け止め、相談内容に応じて、自立相談支援機関等と連携しながら支援することを目指しています。



【実践例】アウトリーチパートナー研修（栄区の取組）

誰もが地域の中で安心して生活できるよう、見守り・寄り添う人を「アウトリーチパートナー」と位置づけて、支援の理解者を増やす研修を様々な形で行っています。



平成30年度は栄区内全6か所の地域ケアプラザごとに手法を変え、既存のネットワーク連絡会の場の活用や、対象者を工夫するなど、地域の実情に合わせた内容とし、計8回の研修を企画しました。

民生委員・児童委員、自治会・町内会、ケアマネジャー等の支援者を対象に制度の趣旨をお伝えするほか、支援が必要な人へのアプローチについて学び考える内容です。

グループワークでは、日ごろの見守り活動の中で困窮している人を把握し、本人のペースに合わせて見守るコツ等の具体的な意見が出たり、見えづらい「生活困窮」を「我が事」として捉えることの大切さ等の発言が飛び交いました。

研修開催以降、研修参加者からの相談だけでなく、参加者の声かけによる生活困窮者からの相談も増えています。また相談から支援を申し込む割合も増えており、アウトリーチパートナーの力の大きさを実感しています。



【コラム】若者サポートステーション

若者サポートステーションでは、困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象として、社会的・職業的自立に向けた総合支援、臨床心理士や産業カウンセラーなどの専門家による個別相談、就労セミナー等を実施しています。

本市では、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」の委託団体に対して補助を行うとともに、生活困窮者自立制度の自立相談支援事業を委託することで、生活困窮状態にある若者に対する支援のための相談窓口を開設しています。

【コラム】 ジョブスポット

生活保護受給者等（※）を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口です。

本市では、平成 25 年 2 月に神奈川労働局と協定を締結し、平成 25 年 4 月に鶴見区、中区、瀬谷区での開設を皮切りに、平成 28 年 3 月までに全 18 区役所にジョブスポットの設置を進めました。ジョブスポットと区生活支援課の連携によるきめ細かな就労支援を行った結果として、高い就職率につながっています。

ジョブスポット利用実績（平成 29 年度）

新規登録者数 4,570 人 就労者数 3,118 人 就職率 68.2%

（※）生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等

【コラム】 横浜市生活自立支援施設はまかぜ

これまで、本市のホームレス対策については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた事業として、「ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）」等を実施してきました。

これらの事業については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法に規定される必須事業の「自立相談支援事業」と任意事業の「一時生活支援事業」に枠組みが移行し、平成 27 年 4 月からは生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することになりました。

また、従前は対象者を「都市、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場として日常生活を営んでいる者」、つまり、目に見えるホームレスの方を対象としておりましたが、本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、終夜営業店舗等で寝泊まりをしている方や広く居住の不安を抱えている方も対象となりました。

本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、本市では、従前よりホームレス支援の中核を担ってきた自立支援センターの名称を「横浜市ホームレス自立支援センターはまかぜ」より「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改め、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する施設型の自立相談支援機関として、ホームレスの方を含む生活困窮者支援を推進しています。

様々な課題を抱える方々に寄り添いながら、入所された方が再度路上生活に戻ることはないように支援を行っています。

2 住居確保給付金

(1) 事業概要

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している人又は住居を喪失するおそれのある人を対象としています。賃貸住宅の家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

受給にあたっては、年齢要件や資産要件等があります。

支給期間中に、自立相談支援機関により策定される支援プランに基づく就労支援を受けること、一定の求職活動要件を満たすことが前提となります。

(2) 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【直営】

(3) 過年度実績

ア 住居確保給付金

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
相談件数	865 件	686 件	610 件
申請件数	122 件	95 件	73 件
支給決定件数（新規）	103 件	77 件	57 件

イ 自立相談支援事業における相談時の主訴

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
新規相談者数【再掲】	4,238 人	4,436 人	4,793 人
うち主訴が「住居」	659 人 (15.5%)	483 人 (10.9%)	389 人 (8.1%)

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 本人の状況に応じた適切な就労支援を行うことにより、期間内で安定した就労を開始し、生活の立て直しを図ります。

イ 支給事務の手引きやチェックリストを活用して適切に運用し、ノウハウの蓄積と共有を行います。

ウ 制度周知や広報を行うため、ハローワークと連携し、必要とする人に情報を届け、制度利用につなげます。

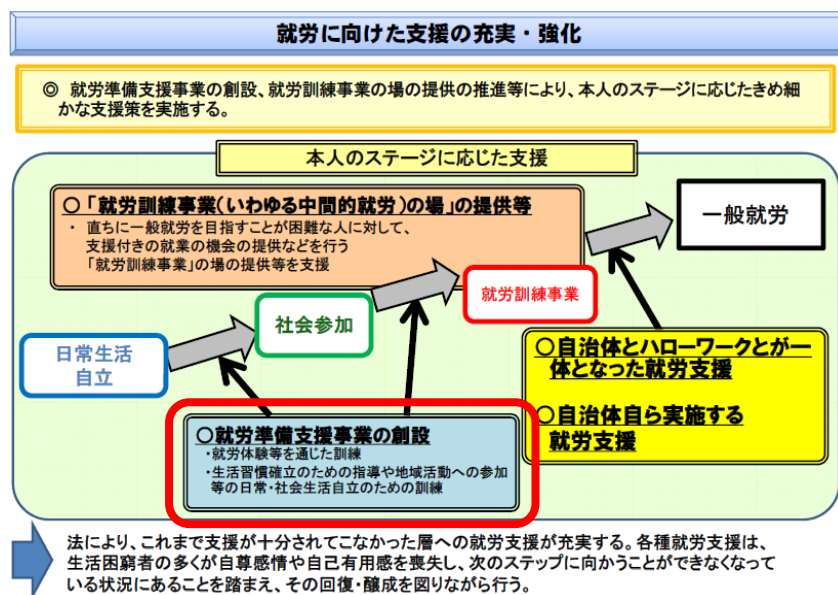
エ 住居確保給付金に該当しない場合も、公営住宅や「新たな住宅セーフティネット制度」、「民間住宅あんしん入居事業」等の他制度の活用により、住まいの確保・維持に関する相談に対応します。

3 就労準備支援事業

(1) 事業概要

心身の状況等により、就労経験が乏しい人や、長期の無業状態にある人など直ちに求職活動を始めることが困難な人に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。

具体的には、事前講座（※1）や職場実習（※2）などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行います。



(※1) 事前講座
身だしなみ、清掃、調理、金銭管理など、実習を行うにあたり必要なスキルの習得。
(1日2時間程度、週1～2回、約1か月間)

(※2) 職場実習
店舗バックヤード、配送センター、デイサービス等での現場実習活動などの社会参加・就労の体験。
(1クール3か月。最長4クール(1年)まで延長可)

(出典：厚生労働省の資料を一部加工)

(2) 実施体制

区生活支援課(市内18区)【委託】18区一括で事業者を選定

(3) 過年度実績

	平成27年度	28年度	29年度
事業申込者数	8人	8人	10人
職場実習参加者数(延べ人数)	—	64人	66人

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 自立相談支援機関と委託事業者の間で、互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

イ 本事業による支援を通じては、一般就労が難しい人に対しては、認定就労訓練事業や障害者就労支援施策など、他の社会参加の方法を検討する場合があります。

4 一時生活支援事業

(1) 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供を行う事業です。本市では、横浜市生活自立支援施設はまかぜを設置して実施しています。(※31 ページコラム参照)

衣食住の提供とともに、はまかぜの利用者に特化した自立相談支援事業を、一時生活支援事業と一体的に実施しており、生活支援・就労支援などを通じて、安定した生活を送れるように支援を行います。支援にあたっては、区的生活支援課とアセスメント結果を共有し、支援プランについて協議及び確認を行います。

(2) 実施体制

【指定管理】

(3) 過年度実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
事業利用者数	847 人	669 人	740 人

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 個別支援

- ・入所者の状況は多様化しているため、丁寧なアセスメントと課題の把握を行い、個々の状況に応じた支援を実施していきます。
- ・経済的な困窮の解消（＝「生活手段」と「居所」の確保）だけでなく、社会的な孤立の解消（＝退所後の安定した生活の確保）を意識した支援を実施していきます。

イ アウトリーチ

- ・市内を巡回し、ホームレス状態の長期化・高齢化に対応した支援を実施していきます。また、ホームレス状態にある生活困窮者のみならず、様々な事情から居住に困難を抱えており、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある層への支援を行っていきます。
- ・施設退所後の安定した生活の確保のための定着支援を行います。

ウ 地域との関わり

- ・関係機関や民間団体と連携し、必要とされる社会資源の把握、創設に努め、退所後の身近な地域における支援機関等とのつながりの確保を目指します。

5 家計改善支援事業

(1) 事業概要

家計収支の均衡が取れていない、あるいは多重債務を抱えるなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。

主な支援内容は以下のとおりです。

- ア 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）
- イ 滞納（税金、保険料、家賃、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ウ 債務整理に関する支援
- エ 修学資金等の捻出に向けた支援
- オ 貸付のあっせん

(2) 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】18 区一括で事業者を選定

(3) 過年度実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
事業利用者数	280 人	500 人	633 人

(4) 事業実施における基本的な考え方

- ア 収支の見える化による課題把握を行います。
- イ 本人の家計管理意欲を高める働きかけを行います。
- ウ 自立相談支援員と家計改善支援員の間で互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。
- エ 税や国民健康保険料等の納付が自立に向けたプロセスであることを意識しながら、税務課や保険年金課の納付相談窓口と事業に必要な範囲で情報共有を行うなど連携を図ります。
- オ 家計の現状把握と将来に向けた大まかな出費を明らかにすることで、増収に向けた動機づけや支出の削減に向けた意識づけを図ります。

6 寄り添い型学習支援事業

(1) 事業概要

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れることを目的に高等学校等への進学に向けた支援（※1）及び進学後の高校中退防止に向けた支援（※2）を行う事業です。

※1 高等学校等への進学に向けた支援

- ・高校受験のための学習支援
- ・学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
- ・基礎的な内容の学び直し

※2 高校中退防止に向けた支援

- ・高等学校等へ進学した子どもの相談先・居場所の提供等による精神的なサポートを通じた定着支援

(2) 実施体制

【委託】区ごとに事業者を選定

(3) 過年度実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
利用登録者数(累計)	627 人	890 人	1,165 人

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 一人ひとりの生徒の習熟度にあわせた個別指導を基本とします。

イ 学校やこども家庭支援課等との連携を図り、情報共有の仕組みづくりを行うなど、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、区ごとの課題に応じた工夫をしていきます。

ウ 事業への参加を通じて、その世帯の生活課題等を把握した場合、課題に応じて適切な支援機関につなげるよう、委託事業者との連携を進めます。

エ 身近なロールモデルとなる大学生ボランティアとの関わりや居場所としての機能を通じて、子ども達の精神的な成長につなげていきます。

【コラム】寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生を対象に、民家など家庭的な雰囲気の中で、手洗いや歯磨き、簡単な調理等の基本的な生活習慣を習得するための支援を行います。また、生活の一部として、宿題等の習慣を身に付けるため、学習支援も実施します。

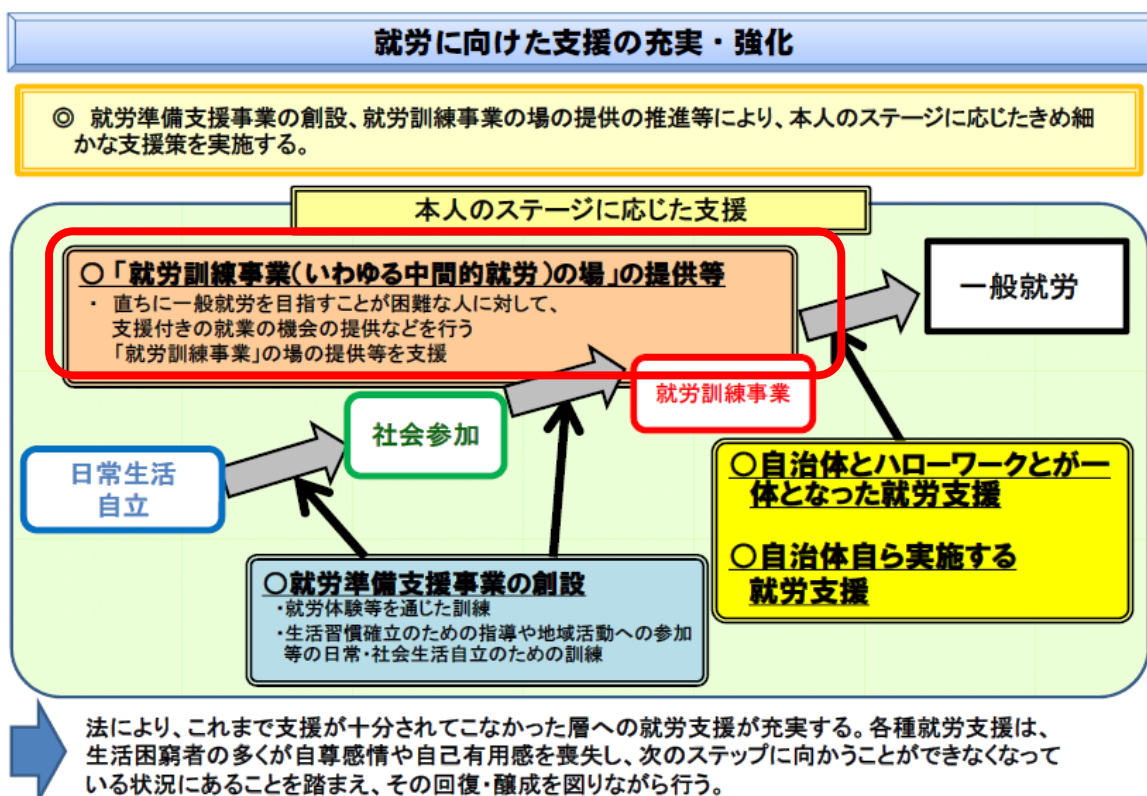
様々な事情により、家庭で基本的な生活習慣を身に付けることが困難な子どもに対し、小学生のうちから生活支援を行うことで、安定した生活を送れるようにすることを目指します。また、子どもが保護者以外の大人と接し、新たなロールモデルを獲得することで、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につなげます。

7 認定生活困窮者就労訓練事業

(1) 事業概要

働いていない期間が長かった、仕事が長続きしないなど、何らかの課題により一般就労に結びつきにくい人を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている事業です。



(出典：厚生労働省の資料を一部加工)

(2) 実施体制

本市の認定を受けた事業所による自主事業

なお、本市では、「横浜市就労訓練事業支援センター（※38 ページコラム参照）」を設置し、利用対象者と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整や、訓練の受け入れ先となる事業所に対する助言及び情報提供等を行っています。

(3) 過年度実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度
職場訓練参加者数	1 人	16 人	29 人
認定事業所数	5 か所	37 か所	61 か所

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 様々な業種の事業所から協力が得られるよう、事業の周知・啓発を実施します。

イ 就労に向けた社会参加を目指すことで、利用者（本人）の確かな自立につながります。

ウ 自立相談支援機関と就労訓練事業支援センター及び受け入れ先となる事業所との間でアセスメント結果や進捗状況などを共有し、一体的な支援を行います。

【コラム】横浜市就労訓練事業支援センター

横浜市就労訓練事業支援センターは、区生活支援課からの就労訓練事業に関する利用相談の他、以下のような業務を担当し、就労訓練事業の円滑な運用を行うために設置しています。

主な役割

- ① 就労訓練事業の申し込み後の連絡調整
- ② 利用対象者（本人）と事業所の利用調整
- ③ 事業利用開始後の事業所支援
- ④ 事業所の就労支援プログラムの作成支援
- ⑤ 利用対象者（本人）と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整
- ⑥ その他就労訓練事業に関わる事業所支援

第5章 支援のためのチームづくり

本法の目標の実現に向けた視点の2つ目が「支援のためのチームづくり」です。本市では市内各課及び市外関係機関との連携を生活困窮者の「①把握に向けた連携」と「②包括的な支援に向けた連携」に整理して、支援のためのチームづくりを図ってきました。

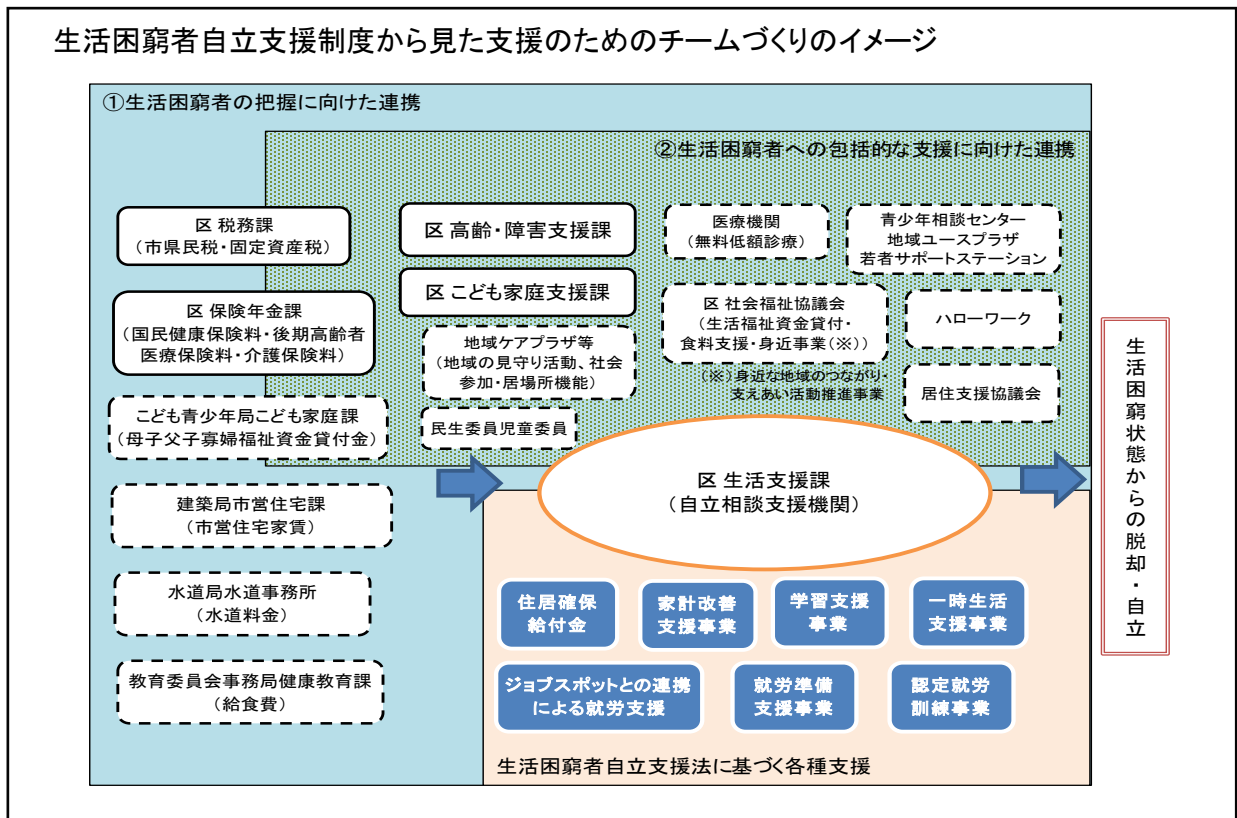
① 生活困窮者の把握に向けた連携

本市では区役所に自立相談支援事業の窓口を設けることにより、同じ庁舎内にある税・国民健康保険料等の納付窓口等と連携して支援が必要な対象者を早期に把握することが期待できます。

さらに本市には、子ども・子育て支援、高齢者支援、障害者支援及び青少年支援等、福祉保健に関する分野別の相談支援機関等の豊富な社会資源があるという強みがあります。一方で、各分野の支援対象にならない「制度の狭間」の問題や、介護や障害等の課題が顕在化する手前の状況で、どこに相談したらよいか分からず、地域社会からも孤立してしまう場合があります。

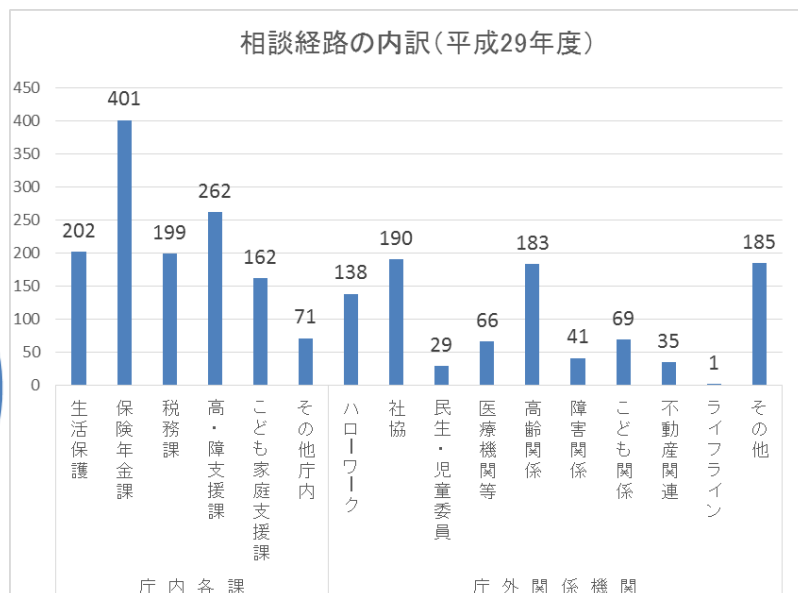
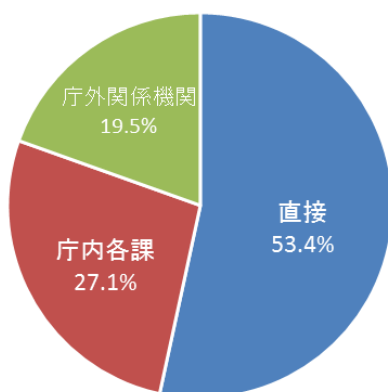
そこで、関係各課・機関との連携を強化することで、自立相談支援窓口につながらない生活困窮者を確実につなげるよう取組を実施します。

⇒ 本法第8条では、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされています。



【参考】 自立相談支援事業における新規相談の相談経路の内訳（平成 29 年度）

直接	庁内各課	庁外関係機関	計
2,559	1,297	937	4,793



② 生活困窮者への包括的な支援に向けた連携

複合的な課題のある人（世帯）を適切に支援するために、就労支援や家計改善支援等の生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を効果的に運用することが重要です。一方、病気や年齢等の事情から、これらの支援メニューだけでは、課題解決が難しい場合があります。

そこで、福祉保健に関する各分野の支援機関や、雇用や居住に関わる相談・支援機関等と分野を超えて、連携して対応することが必要になります。

連携構築のためには、幅広い相談者のニーズに応じた支援事例の蓄積に加えて、専門職によるケースカンファレンスや各分野の様々な会議（地域ケア会議や障害者地域自立支援協議会等）を通じた日頃からの支援者間の顔の見える関係づくりが重要です。

いろいろな分野の現場で活躍している専門の支援者が知恵を出し合いながら協力できる状態を目指して、支援のためのチームづくりに取り組んでいきます。

【具体的な取組事項】

1 公租公課（※）部門との連携による生活困窮者の早期把握

本制度の開始に先立ち、全庁プロジェクト会議を立ち上げ、庁内各課が連携して相談者を自立相談支援事業につなぐための仕組みづくりを行ってきました。

特に、公租公課の徴収部門との連携に関しては、モデル事業を実施していた中区保護課（当時）・税務課・保険年金課、財政局徴収対策課、健康福祉局保険年金課・保護課（当時）をメンバーとして区局庁内連携ワーキングを開催し、相互の業務理解に向けた話し合いを重ね、庁内連携における基本的な考え方等を共有しました。

実際の窓口業務へ同席するなどして徴収部門の業務理解を深め、平成27年4月に「庁内連携マニュアル（税・保険年金部門）」を策定し、さらに平成28年3月には情報共有の手順等をまとめた「横浜市生活困窮者自立支援における区関係課の連携及び情報共有に関する事務取扱要綱」を制定しました。

本制度の開始に伴い構築された連携関係を維持・強化していくことが重要であり、そのためには、①当該マニュアルの有効活用、②相互研修の実施による業務理解の促進、③税務課・保険年金課等の窓口への本制度チラシの配架、④相談者を自立相談支援事業に適切に案内するための連絡票の活用等が有効です。

（※）公租公課…国や地方公共団体により、公の目的のために賦課徴収される金銭負担の総称のこと

公租：国税や地方税などの租税を指し、地方税には住民税などが含まれる

公課：健康保険料や社会保険料等の租税以外の分担金を指す

2 庁内各課及び関係機関との事例検討等を通じた関係づくり

庁内各課及び庁外関係機関の職員等と一緒に事例検討や勉強会を実施することにより、相互の業務を理解し、支援の幅を広げることにつなげます。

【参考】事例検討及び勉強会の例

- ・障害者雇用の制度理解を深める勉強会【区 高齢・障害支援課（障害者支援担当）】
- ・障害年金申請の制度理解を深める勉強会【区 保険年金課（国民年金担当）】
- ・生活に課題を抱えたまま生活保護廃止が見込まれる場合に、スムーズに生活困窮者自立支援制度による支援につなぐための事例検討【区 生活支援課（生活保護担当）】

【コラム】鶴見区暮らしの相談支援者ネットワーク

鶴見区暮らしの相談支援者ネットワークは、経済的困難を抱えた人、制度の狭間で困っている人、孤立しがちな人たちに対して、専門職同士が連携によって一緒に考え支えることを目指して、平成27年に発足しました。事務局は、区社会福祉協議会・地域ケアプラザ・医療機関・



区役所の代表が協働して担っています。年に2回、「お金がない人をどう支えるか」をテーマに、事例を基に制度を紹介しながら研修を続けてきました。対象は、区内行政各部署、地域ケアプラザ職員、地域のケアマネジャー、医療機関、その他地域の支援機関の職員です。「貧困」はお金のことだけを指すではありません。『えん（お金の「円」と繋がり「縁」）がない』ことで、解決困難な課題を抱えることが多いことを踏まえ、支援者が気づきの視点を持ち、支援者間のネットワークを活用して支援の輪を広げられるよう取り組んでいます。

3 生活保護制度との一体的な運用

本市では各区役所の生活支援課に相談窓口を設けることにより、生活保護制度による支援との間で切れ目のない継続的な支援を行うことを目指しています。

本制度の相談者の中で、「要保護状態と見込まれる場合」や「支援途中で要保護状態となった場合」については、速やかに生活保護制度担当と情報を共有し、生活保護につながります。

逆に、生活保護を廃止する場合の手続きの中で、①本人が廃止後の相談支援を希望している、または②本人の支援希望はないが廃止にあたり、ケースワーカーとして気がかりなことがある等の場合に原則として本人の同意を得たうえで、アセスメント結果や支援のポイント等の情報を本制度担当者に提供する仕組みの定着を図ります。

4 支援調整会議を活用したチームづくり

支援のためのチームづくりを進めるための手法として、支援調整会議の開催があります。国の手引きにおいて、「支援調整会議」の役割は、①支援プランの適切性の協議 ②支援提供者による支援プランの共有 ③支援プランの終結時等の評価 ④社会資源の状況の把握と創出に向けた検討の4つの役割を果たすものとしています。

本市においては、「支援調整会議」を大きく2段階に分けて区ごとに実施しています。

第1が個別支援を迅速に行うための「個別支援調整会議」です。必要に応じて随時に開催しており、主任相談支援員、自立相談支援員、提供するサービスの事業者に加え、支援対象者（本人）も参加し、会議の場で支援プランの確認・検討作業を行っています。直営方式の強みを生かし、この会議を経て支援プランの決定を行っており、速やかなサービス提供等につなげています。

第2が、社会資源の状況把握や創出に向けた検討、地域づくりに向けて行う「定例支援調整会議」です。年に2～4回程度、庁内関係課の職員や関係機関・サービス提供事業者の職員等が参加し実施しているもので、新規相談や申し込みの状況、支援終了等の事案の状況報告を行うとともに、いくつかの事例については詳細を紹介し、事後ではありますが支援プランについての意見交換をしています。情報共有と支援プランの確認・了承の場として位置づけている会議です。さらに、事業の振り返りを行いつつ、地域におけるネットワークづくりや、不足している社会資源の開発に向けた意見交換などを行っています。

さらに、「地域包括ケアシステム」の実現を目指して開催される「地域ケア会議」、障害者総合支援法に基づく「障害者地域自立支援協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など、個別支援の充実や関係機関の連携促進を目的とした各分野の会議とも協働するなど、各区の実情に応じた多様な実施手法が展開されています。

多種多様な課題解決に向けて、互いの得意分野を理解し、各支援者の力を最大限に生かしたチームづくりに向けて、会議の場を有効に活用していくことが重要です。

	目的と実施内容	参加者	開催頻度
個別支援調整会議	<p>◆個別支援に関する以下の事項の検討・確認【本人との協働】</p> <p>(1) 自立相談支援員が作成する支援プラン案の内容 本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切か</p> <p>(2) 法定事業の申し込みの確認、収入要件等がある場合は要件確認</p> <p>(3) 本人と支援提供者の目標・支援プランの共有</p> <p>(4) 支援決定後の支援状況、目標の達成状況の確認</p> <p>(5) 支援の終了、継続に対する定期的な評価及び支援プランの内容の変更の要否 等</p>	<p>・本人</p> <p>・自立相談支援員</p> <p>・主任相談支援員または区担当係長</p> <p>・その他関係者</p> <p>(ジョブスポット・区社協・関係事業者等)</p>	<p>随時</p> <p>プランの</p> <p>・策定</p> <p>・変更</p> <p>・終了時などに実施</p>
定例支援調整会議	<p>◆支援プランの適切性の協議【生活支援課以外の関係者により判断】</p> <p>(1) 支援プランの適切性の協議・確認</p> <p>(2) 支援内容の確認・実施状況の共有</p> <p>◆社会資源の状況把握や創出に向けた検討、地域づくり</p> <p>(3) 関係機関とのネットワーク構築</p> <p>(4) 社会資源の状況把握</p> <p>(5) 個々のニーズに対応する社会資源の創出に向けた検討等</p>	<p>・生活支援課</p> <p>・庁内関係他課</p> <p>・区社協</p> <p>・ハローワーク（ジョブスポット）</p> <p>・関係事業者等</p>	<p>定期</p> <p>3か月に1回程度実施</p>

【コラム】支援調整会議の開催状況

1 個別支援調整会議

支援プラン案を作成した段階で、支援対象者（本人）と自立相談支援員に加え、家計改善支援員・ジョブスポットの就職支援ナビゲーター等の関係者が集まり、課題解決及び目標の実現に向けて支援プランは適切であるかどうかや、関係者の役割分担等を確認します。

さらに、支援プラン期間の終期において、支援の経過と成果を評価し、支援プランに基づく支援を終結するかどうかの検討を行っています。

2 定例支援調整会議

他分野も含めた関係機関への制度周知やネットワーク構築を目的に開催する「連絡会方式」と、「個別支援調整会議」等で把握した課題や支援するうえでの課題をもとにテーマ設定し、関係機関等と検討を行う「事例検討方式」を組み合わせながら、各区が趣向を凝らして実施しています。



▲会議の様子（連絡会方式）

●参加者について

「個別支援調整会議」の参加者（支援対象者（本人）を除く）に加え、「寄り添い型学習支援事業」等の本法に基づく各種支援事業の受託事業者、区社会福祉協議会や地域ケアプラザをはじめとした庁外関係機関、庁内関係各課の代表者や担当者が参加しています。また、会議のテーマに応じて、単発で関連する機関が参加する場合があります。例えば、「ひきこもり」の支援を検討するために若者支援の関係者が参加することや、「高次脳機能障害」の理解を深めるために医療機関の関係者が参加するなど、内容に応じて多様な機関が参加しています。また、より幅広い関係者・機関と交流できるよう、参加者を拡大して実施する「拡大版」会議を開催する場合があります。

●内容について



▲「寸劇」による説明の様子

「連絡会方式」では、制度概要や実績を紹介するとともに、支援メニューを分かりやすく説明するため、寸劇を取り入れて紹介する手法や「ジョブスポット」見学などを行う場合があります。また「事例検討方式」では、「KITメソッド」を活用したやり方や「ワールドカフェ方式」によるグループディスカッションを用いるなど、各区が工夫しながら実施しています。

5 関係機関同士の情報共有を行う会議体の設置

平成 30 年 10 月の本法改正に伴い、生活困窮者に対する支援に関する情報交換や支援体制に関する検討を行うための会議体「支援会議」の設置が制度化されました。

この会議においては、関係機関がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような事案の情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行うこととされています。

また、会議の構成員に対する守秘義務(※)を設けることで、本人の同意がなくとも、関係機関が把握している個々の事案の情報共有が可能となり、世帯全体としての生活困窮の状態把握等が進みます。深刻な状況にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い人への早期かつ適切な支援につなげることができます。

(※) 地方税法第 22 条の守秘義務は地方税法上の調査権に基づき取得された情報の保護を図るもので、厳しい守秘義務を課していることから、「支援会議」において、税務担当者が有する税務情報を本人の同意なく共有することまでは想定されていません。

6 住まいの確保に関する支援

多様な相談を包括的に受け止める中で、困窮状態の背景として、家賃負担が家計を圧迫している人や、連帯保証人、緊急連絡先の確保等が課題となり、賃貸住宅への転居が難しいなどといった、住まいの確保に関する課題を抱えている人を把握する場合があります。

住居は安定した生活の基盤であるため、困窮状態からの自立に向けては、長期継続的な住まいの確保に向けた支援が必要となります。

そこで、本市では市営住宅をはじめとする公営住宅や公的賃貸住宅を中心とする既存の住宅セーフティネットに加え、「民間住宅あんしん入居事業」を実施し、不動産店・賃貸物件オーナー・保証会社が協力して、入居しやすい物件の紹介を行っています。

また、平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正住宅セーフティネット法)が施行となり、低額所得者、高齢者、障害者及び子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)の登録制度がスタートしました。登録された物件に関する情報は国の「セーフティネット住宅情報提供システム」により、ホームページで確認することが可能です。

加えて、平成 30 年 9 月より家賃補助付きセーフティネット住宅制度を実施しており、低額所得者が入居する住宅のオーナーを対象に、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。

さらに、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、本市、不動産関連団体、社会福祉法人等の居住支援団体で構成する「横浜市居住支援協議会」が平成 30 年 10 月に

設立され、孤立死等の課題に対する具体的な取組が検討されています。

住まいの確保に課題を抱える相談者に対して、これらの制度を積極的に案内し、有効な支援策につなげる必要があります。

7 無料低額診療事業との連携

無料低額診療とは、医療を必要とする方が、経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業（第2種社会福祉事業）です。

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、医療機関が任意で実施する事業であり、実施医療機関によって受け入れ体制や減免規程が異なることから、利用にあたっては注意が必要です。

実施医療機関の協力のもと、無料低額診療が円滑に利用できるよう、連絡票を活用して情報共有を進めています。

8 フードバンク・フードドライブ活動との連携

フードバンクやフードドライブとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減と同時に生活に困っている人への支援や地域の支え合い活動等への食料資源の有効活用を目的とした取組です。

経済的理由から緊急に食品が必要な人が、安定した生活や自立した生活に戻るための一助として、また継続的な支援につなげるための手段として、必要に応じて食料支援団体や区社会福祉協議会との協働による支援を行います。

9 ひきこもり状態にある人への対応

本市では、こども青少年局青少年相談センターが国のひきこもり対策推進事業に基づく「ひきこもり地域支援センター」として認証されており、相談・支援等の対応を行っています。

従来、ひきこもりの当事者は子ども・若者と捉えられてきましたが、近年は中高年も含む事象とされています。特に、80代の親の年金等で50代の子の生活を支える「8050」が社会的課題になっています。

ひきこもりの原因・背景はいじめや失職をはじめ、疾病等様々であり、個々人の状況に寄り添った対応が求められます。中高年に限らず、ひきこもりはその状態にある本人とその家族が社会から孤立してしまうことを防ぐことが重要であり、地域の身近な機関で対応できるよう、生活支援課と高齢・障害支援課等、区福祉保健センター各課が連携して対応する必要があります。その際、アセスメントや家族支援に関するノウハウを有するこども青少年局青少年相談センターや健康福祉局こころの健康相談センターとの間で情報共有や助言を求めるなどの連携も重要となります。

10 自殺対策施策との連携

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な「生きる支援」を展開することが重要です。

平成 29 年における市内で発見された自殺者数は 443 人で、このうち、主な原因が「経済・生活問題」である人の割合は 13.1%に及びます。自殺の危険性が高い人は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある人もいと考えられます。逆に、生活困窮状態にある又は生活困窮に至る可能性のある人が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

したがって、本法に基づく支援と自殺対策とが、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要です。

自殺の危険性が高いと考えられる人が、自立相談支援機関に相談した場合、自立相談支援機関は、高齢・障害支援課の精神保健福祉担当や必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要があります。このため、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用 DVD」（以下 URL）を積極的に活用すること等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要です。

（「ゲートキーパー養成研修用 DVD」 URL(YouTube)）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjl0JFBle6i4eyYatP33rq0>

第6章 お互いに支え合える地域づくり

本法の基本理念として、生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅、その他の生活困窮者の支援に関する業務を行う関係機関や民間団体との緊密な連携、その他必要な支援体制の整備に配慮して行わなければならないこととされています。

本市では、法の基本理念で掲げている支援体制の整備に向けて、「お互いに支え合える地域づくり」という視点から、地域の様々な主体と連携・協働しながら取組を進めていきます。

横浜市地域福祉保健計画では、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる『よこはま』をみんなでつくろう」という基本理念に基づき、高齢者、障害者、子ども・子育て、健康づくり等様々な分野の取組が連携して地域づくりを進めている土壌があります。本法の理念を実現していくためには、地域福祉保健計画をはじめとした上記のような様々な分野と連携し、地域づくりを進めていくことが重要です。

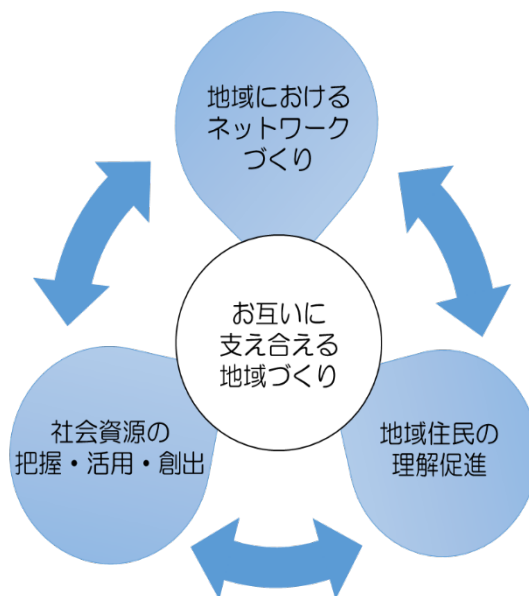
1 基本的な考え方

本市では、自立相談支援事業を直営で実施することで、生活困窮者支援に関して、個別の相談支援を通じて把握した課題を地域課題として発信し、幅広い関係者と協働しながら、地域づくりまで一体的に取り組めることが大きな強みです。

地域福祉保健計画をはじめとして、お互いに支え合える地域づくりに向けた取組はすでに存在しています。こうした既存の取組によるネットワークと連動しつつ、「生活困窮者への支援を通じたネットワーク」を相互につなげるような、地域づくりに取り組むことが重要です。

なお、生活困窮者支援における地域づくりにおいては「地域におけるネットワークづくり」、「社会資源の把握・活用・創出」、「地域住民の理解促進」という3つの取組が重要です。それぞれがお互いに作用しながら、取組を進めることで、お互いに支え合える地域づくりが進みます。

【3つの取組イメージ図】



(1) 地域におけるネットワークづくり

「第5章 支援のためのチームづくり」において述べたとおり、庁内各課及び庁外関係機関との連携について「把握に向けた連携」と「包括的な支援に向けた連携」の2つの観点から取組を進めています。民間団体や地域住民主体の活動等との連携により「地域におけるネットワークづくり」においても同様の観点から取組を進めていくこととします。

ア 気づきのためのネットワークづくり

生活に困っている人を早期に、必要な相談支援につなぐためには、身近な人が困りごとを抱えている人に早期に「気づき」、「支援につなげる」ことが最も効果的であり、相談窓口の周知や、身近な人の変化に気づき、支援機関や支援者等につなげていく重要性について、幅広く理解を進めていくことが必要です。

そのため、自立相談支援機関だけでなく、関係機関と連携し、地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するためのネットワークづくりを進めています。

イ 支援のためのネットワークづくり

多様で複合的な課題のある生活困窮者を包括的に支援するためには、幅広いニーズへの対応力が求められますが、自立相談支援機関だけでは対応には限界があります。そこで、第5章で述べたような様々な支援機関だけでなく、民間団体や住民主体の見守り活動や居場所づくり等と連携した「支援のためのネットワーク」を構築することが不可欠です。また、生活困窮者支援を担う人材を養成するため、地域の関係機関が共に学びあう、支援者同士の交流も重要です。

本市においては、分野ごと（地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、子育て支援ネットワーク等）、区域（区地域福祉保健計画策定・推進検討会等）やテーマ別（防災に関する会議等）に様々な「支援のネットワーク」が存在しています。

独自にネットワークを構築するだけでなく、既存のネットワークとつながり、一緒に取組を進めるなど様々な方法を検討していきます。

(2) 社会資源の把握・活用・創出

生活困窮者支援に関する社会資源としては、福祉の関係機関のみならず、保健、雇用、教育、金融、住宅、企業など様々なものが存在しています。そのため、個々の相談者のニーズに応じた社会資源を活用できるよう、日頃から地域における社会資源を把握しておくことが必要になります。

さらに、相談者のニーズに合った社会資源が不足する場合には、関係機関が協働し、社会資源の創出を検討していくことも求められます。生活困窮者支援に関する会議等を活用し、個々の課題やニーズから浮き彫りとなっている地域課題に着目し、幅広い関係者と共通認識を持ちながら対応策を検討していく姿勢が求められます。

社会資源の創出とは、新たな取組や場をつくり出すことのみを指すのではなく、例えば高齢者向けに実施しているサロンの対象を子どもや障害者にも拡大する等、他の社会資源との連携・協力や既存の事業を見直すこと等も含まれます。

一人のニーズの背景には、同様のニーズを抱えた多くの人が存在しているということ、また社会資源（サービス）が創出されることで、ニーズが顕在化することもあります。

（３）地域住民への理解促進

生活困窮者の自立支援に関して、チラシやポスター、PR カード、インターネット等の様々な媒体を活用して情報発信を行い、生活に困りごとを抱える人への理解と関わりを促進し、地域の総合的な支援体制・ネットワークの強化を図ります。

また、本市には地域ケアプラザや地域活動ホーム、生活支援センター、地域子育て支援拠点など、多くの相談機関が地域に存在しています。生活困窮者の課題の背景には、失業、介護、障害、育児不安など様々な事情があるため、そのような課題に向き合い、支援している関係機関と連携して地域住民への理解を進めることが効果的です。区役所各課や地域ケアプラザをはじめとする関係機関の広報活動において、生活困窮者支援に関する内容を盛り込むことなどを積極的に働きかけていきます。

さらに、分野横断的な広報活動に取り組む一方で、特定の対象者に向けてターゲットを絞る広報を実施することで、効果的・効率的に周知を進めることもできます。（例：学校を通じた福祉的支援の必要な子どもに対する生活支援事業や学習支援事業の周知、ハローワークを通じた住居確保給付金のチラシの配布等）

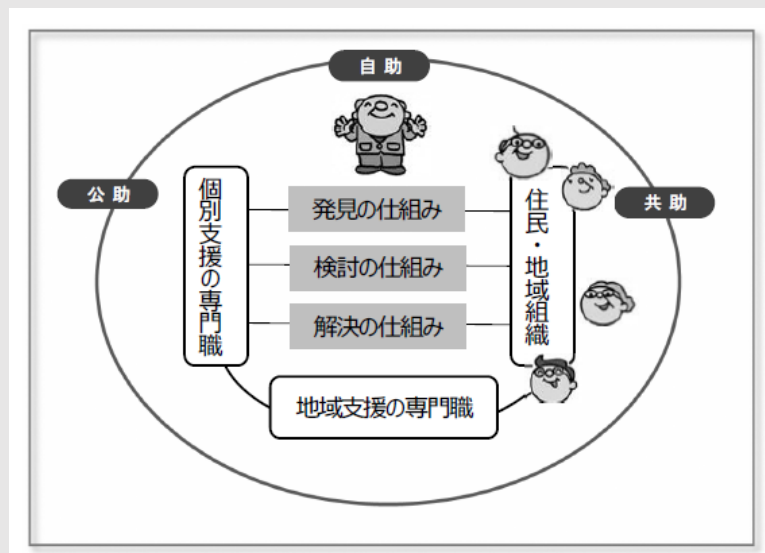
【コラム】身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業

横浜市社会福祉協議会、市内 18 区社会福祉協議会では、平成 25 年度から「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（以下「身近事業」という。）」に取り組んでいます。

身近事業は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない人を同じ地域で暮らす住民の「気づき」を生かして早期に発見し、必要に応じて専門職による支援につなげ、地域住民とともに、地域の中でその人らしい「居場所」と「役割」を見出して、暮らしでいけるようにすることを目的とした取組です。一人ひとりの個別課題に向き合い、地域と共に解決に取り組みながら、地域全体も良くなっていくことを目指しています。

個々のニーズに対して個々のボランティアや制度で対応する、いわゆる「個別支援」と、地域の活動団体の立ち上げ、運営支援等、いわゆる「地域支援」の融合に向けての取組でもあります。制度では対応できない個別ニーズを地域に投げかけ、地域住民が自らの地域課題として受け止め、対応策を地域と専門職とが一緒に考える取組を通じて、個の困りごとに気づき、支援できる地域をつくっていく、地域支援のアプローチ方法です。

個別課題の発見・解決という個々の対応（入口）だけではなく、地域課題の側面から捉えて地域活動の充実・事業化・施策化（出口）により解決していく仕組みがなければ、専門職も地域も行き詰まってしまう。身近事業では、困りごとの入口と出口が連動して機能するよう、一体的に取り組んでいます。



2 具体的な取組について

生活困窮者自立支援の観点から取り組むべき「お互いに支え合える地域づくり」について、ポイントとなる基本的な考え方を踏まえたうえで、本市では次のような取組を推進していきます。

(1) 就労支援を通じた関係機関との連携

生活困窮者への就労支援、また就労支援の一環で取り組んでいる就労先の開拓は、「地域経済の振興」や「観光振興」、「商店街の活性化」等といった分野（施策）との出会い、連携のきっかけとなります。

また、就労準備支援事業や就労訓練事業等の実施に伴う職場実習や就労体験機会の提供により、企業や事業所などが「社会資源」になるだけでなく、生活困窮者への理解が広がることも期待できます。

一方で、就職先での人間関係になじめず、本人の自立意欲が失われる場合も考えられるため、職場の理解は重要となります。「就労」という行為が自己肯定感や社会生活の向上、地域関係の改善・再構築につなげることができるよう、就職先となる企業や事業所も支援の輪を構成する一員であるということを理解してもらうことが重要です。

(2) 社会参加の場づくり

「就労」だけが社会参加の場ではありません。社会とのつながりがなく、孤立している人の中には、体力やコミュニケーションスキル等に課題があり、就労に向けた支援が必ずしも本人にとってなじまないことがあります。

このような場合、本人の思いを受け止め、地域の中で役割を見出すことができる「社会参加の場や機会」を提供することが有効であり、これが「日常生活自立」、「社会的自立」につながります。

また、すでに就労している人でも、仕事以外でのつながりが少ないなど、孤立の防止や居場所の確保は重要な課題となっています。

日ごろから、地域のネットワークを生かし、「参加と交流の場」となるような社会資源を把握しておくことが重要であると共に、必要に応じて、居場所づくり、社会参加の機会などを生み出していくことも必要です。

さらに、地域のサロンをはじめとする「参加と交流の場」において、困りごとを抱える人を把握し、支援機関につなげていくことも「お互いに支え合える地域づくり」の重要な視点です。

【実践例】社会参加推進事業（磯子区の取組）

磯子区では、困難を抱え自信を失っている人の心を耕す（自己肯定感・自己有用感を育む）取組として、区内事業者を受け入れを依頼し、配慮のある社会参加支援を行っています（磯子区社会参加促進事業）。

スポーツセンターでのラジオ体操参加、保育園の園庭の草取り、デイサービスのレクリエーション補助など、相談者の好きなこと、得意なことに関わる活動とのマッチングを行うことで、ひきこもりがちな人には社会参加の経験となり、地域や家族の中で孤立している人には居場所となり、仕事さがしを始める前の人には体力づくり、人との関係づくりの機会となっています。

支援終了の後も自主的に活動を希望する人もいて、社会参加支援が地域の担い手づくりにつながる側面もあります。



（3）区地域福祉保健計画及び地区別計画と連動した地域の取組との連携

区生活支援課において、生活保護法に基づく支援業務と、本法における支援を一体的に実施していることは、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めていくうえでの大きな強みとなります。生活保護受給者も含む生活困窮者が抱える個々の困りごとを本人に寄り添いながら支援していくことは、地域の中で潜在化しがちな地域課題を発掘、顕在化することにつながります。

例えば、家計がうまく回せず、困窮状態に陥った人の相談の中に近隣スーパーの閉店を起因とした「買い物難民」という背景が隠れていたり、「特殊詐欺」や「悪質・詐欺的な訪問販売」等の被害の背景に、地域社会から孤立している事実が把握できることもあります。

このようにして個別の生活困窮者への支援を通じて浮き彫りとなった課題については、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進を支援する「地区別支援チーム」等と共有していくことが社会資源の創出を含む、地域づくりには重要です。

生活支援課が地区別支援チーム等に参加することで、生活困窮者への支援を通じて把握した課題を、チームメンバー（庁内他課、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等）と共有することができます。逆に、他のメンバーが把握している地域情報や地域の課題を把握し、一緒に課題解決に向けて取組を進めることにもつながります。チームへの参加が難しい場合でも、区の事務局である区事業企画担当と情報を共有するなどし、生活支援課が把握している課題を提示することで、他のメンバーからの情報を把握することも可能です。

地区別支援チームと協働して（一員として）、地域課題を解決していくうえでは、生

活困窮者支援を通じて構築したネットワークを活用し、企業や団体、NPO 法人等の協力を得ていくことも考えられます。

地域福祉保健計画地区別計画には地域住民の視点に立った地域課題が数多く示されています。そうした中で、生活困窮者への支援を通じて把握した課題を地域の方々にも身近な課題として認識してもらうことは「地域住民への理解促進」にもつながります。

本制度による支援から把握した課題を地域住民自身が地域の課題として捉えることにより、関係機関だけでなく、地域住民による近隣の助け合い等と連動した課題解決につながります。お互いに支え合える地域づくりを進めるために、困りごとを抱える人の早期発見や住民理解の促進等の必要性を地域に伝え、地区別計画等の取組として推進できるような働きかけや支援が大切です。

【実践例】～羽沢プロジェクトを通じて～（神奈川区の取組）

『助けられ上手なまち羽沢 助け上手なまち羽沢』を目指して、「孤立している人をどのように地域や支援につないでいくか」をメインテーマとして、平成 26 年度から神奈川区の羽沢地区において活動が開始された『羽沢プロジェクト』は、第 3 期神奈川区地域福祉保健計画地区別計画における羽沢地区の計画にも位置づけられています。

羽沢プロジェクトでは、社会的孤立状態にある人に着目し、地域の成り立ちを調べたり、訪問によりどのような住民層が孤立状態にあるのかを把握するといった取組を行いました。調査により把握した、地域との接点がない人とのつながりをつくるきっかけの場になればと、「あおぞら昼食会」や「星空ビアガーデン」などのイベントを行っており、毎回多くの住民が参加し、新たなつながりもできています。また、地区にある事業所との連携も進めており、イベントの運営協力や施設利用者の参加だけではなく、地域とのつながりがない人をボランティアとして受け入れることによる社会参加の場づくりも行っています。

実際に、10 年以上ひきこもりだった人が本制度につながり、羽沢プロジェクトのボランティア活動を経て自分の居場所を見つけた事例も出てきています。

地域の中で生活に課題を抱え、支援が必要な人たちを丸ごと受け止める意識をつくっていくことが解決に繋がる確実な一歩となっており、「生活困窮」も含めた「つながりづくり」「役割づくり」「居場所づくり」が行われています。



【実践例】地域支援チーム（金沢区の実践）

金沢区では、庁内各課責任職による「地区担当」と地域福祉保健計画推進のための「地区支援チーム」を統合し、区内14地区連合ごとに『地域支援チーム』を設置しています。事務局は、地域力推進担当・事業企画担当・地域包括ケア推進担当・生活困窮者支援担当・区社会福祉協議会の5者で担っており、各チームにも参加しています。



チームは、リーダー（区課長級）が中心となって、区役所（総務部及び福祉保健センター）、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会が連携しながら、地域課題の解決に向けて取組を進めています。生活支援系の職員もチームの一員になっており、チーム会議等を通じてメンバー同士が顔を合わせ、各自が持つ地域情報の共有等を行い、日常業務においても様々な場面で連携できる関係を築いています。

（4）地域ネットワーク構築支援事業

「お互いに支え合える地域づくり」に向けては、平成30年度から「地域ネットワーク構築支援事業」をモデル実施しています（平成30年度実施区：緑区、栄区）。この事業では生活に困窮し、支援を必要とする人の早期把握や地域と連携した支援を促進することを目的として、地域ケアプラザ等を拠点として地域の実情に応じた取組を行います。

地域ケアプラザは、地域包括支援センターの機能を有し、地域福祉保健計画への関わりの中で、横浜市の地域支援の中核的な役割を果たしている施設です。平成30年4月に改定された地域ケアプラザ業務連携指針においては、「地域ケアプラザは、その強みを生かして、関係機関と連携し地域住民とともに、個を支える地域づくりを支援していくことが必要です。」と示されています。

生活困窮者自立支援においても、地域ケアプラザ等と連携して対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等、それぞれの地域特性に応じた様々な実践例を積み重ねることが可能であり、そのためのアプローチとして次のような手法が考えられます。

- ① 既存の事業やネットワークと連携しながら、生活困窮者支援に資する要素や視点を加えていく。（例：緑区での取組など）
- ② 生活困窮者支援を通じて把握した課題の解決に向けた取組を生活支援課が中心となって、他の課や関係機関に声をかけながら一緒に進める。（例：栄区での取組など）

他にも様々な手法が考えられますが、そのプロセスも含めたノウハウを蓄積することで、地域ケアプラザ等との連携をスムーズに進められるよう、本事業を通じて横浜型「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に取り組んでいきます。

【実践例】地域ネットワーク構築支援事業（緑区の取組）

緑区では、事業実施にあたり、区内の地域ケアプラザ及び特別養護老人ホーム地域包括支援センター（以下「地域ケアプラザ等」という。）と事前に意見交換を実施し、制度に関する理解等を促すとともに、地域ケアプラザ所長会などを通じ、役割分担、事業の進め方などの確認を行いました。

取組内容は、把握している地域課題や既存事業等の進捗、執行体制など、様々な状況を踏まえながら、地域ケアプラザ等が主体的に検討を行い、より実践的な取組が選定されるように調整に努め、多様な形で実施しています。

また、取組にあたっては、地域ケアプラザ等と区生活支援課だけでなく、関係機関との連携が必要となると考え、地域福祉保健計画で進める地域福祉施策との連動を円滑に進めるため、「地区支援チーム会議」「地区別計画推進委員会」などに参加し、庁内外での情報共有を図りながら推進しました。

<施設ごとの取組内容>

施設名	主な取組内容
十日市場 地域ケアプラザ	・「こどもの居場所」に関する検討委員会の開催 ・「こどもの居場所」の設置・運営
長津田 地域ケアプラザ	・市営住宅自治会を対象とした総合支援（アンケート調査の実施、生活支援情報の提供）
中山 地域ケアプラザ	・就労支援に関する連絡会の開催（多機関連携の推進） ・高齢者向けの講座（仕事やお金に関する）の開催
東本郷 地域ケアプラザ	・高齢者等の買い物支援に向けた検討 ・移動販売等の試行の調整
鴨居 地域ケアプラザ	・学習支援・食支援団体等と地域関係者の意見交換会の開催 ・学習支援・食支援団体等支援
霧が丘 地域ケアプラザ	・「古い支度」に関する取組での連携 ・ファイナンシャルノートの作成など
ふじ寿か園 地域包括支援センター	・地域ネットワークサロンの支援者向け研修 ・自治会と連携した地域内での制度周知

▼こどもの居場所イベントの様子とチラシ（十日市場地域ケアプラザ）



▲意見交換会「子どもと大人のeee場所づくり」（鴨居地域ケアプラザ）



▲古い支度の取組：打ち合わせの様子とFノート（霧が丘地域ケアプラザ）

【実践例】地域ネットワーク構築支援事業（栄区の取組）

栄区では事業実施にあたり、以下の区独自事業を拡充し、地域ネットワーク構築のツールとしています。企画段階から地域ケアプラザ等と一緒に考え、役割分担することで、地域の実情に合わせたネットワークづくりを進めています。

① アウトリーチパートナー研修

30ページ参照

② 自炊力アップ事業

自炊をする習慣がなく、食費が家計を圧迫している人を対象として、地域ケアプラザ等を会場に炊飯や調理の実習を行うほか、炊飯器の貸出を行っています。平成30年度は中野地域ケアプラザと企画段階から準備し、夕食・昼食の両メニューで計2回実施しました。準備から共に行うことで、制度や事業に対する理解がさらに深まりました。

その結果、他の地域ケアプラザからも注目が集まり、自主的にこの事業を展開したいといった声もあがっています。



参考資料

1 生活困窮者自立支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収

入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものと

する。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
 - 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

- 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内
- 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内
- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

- 第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
 - 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

- 第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互

に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世

帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の

規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項

の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定公布の日

二 第二条の規定平成三十一年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

生活に困っている…
まずはご相談ください！

一緒に解決の道を
さがしましょう！

仕事がなかなか
見つからない…

就職に向けて
自分に自信が
持てない…

借金や家計の
やりくり
悩んでいる…

仕事を失って
アパートの
家賃が払えない…

どこに相談
したらいいか
わからない…

支援の内容について

【対象者】 横浜市にお住まいの方

※生活保護受給中の方は対象になりません。

●就労自立促進事業

ハローワークとの 一体的な就職支援

区役所内に開設された
ジョブスポットを活用しな
がらハローワークと連携
して就職活動をサポート
します。

●家計相談支援事業

家計の立て直しを アドバイス

自ら家計を管理できるよ
うに、収支のバランスや債務の
状況を整理します。必要に応
じて、債務相談や貸付窓口の
紹介などを行い、早期の生活
再建を支援します。

●自立相談支援事業

まずは相談

生活の困りごとや不安を抱え
ている場合は、まずはお住まい
の区の区役所生活支援課にご
相談ください。支援員が相談を
受けて、どのような支援が必要
かをあなたと一緒に考え、寄り
添いながら自立に向けて支援
します。

●就労準備支援事業
/就労訓練事業

就労に向けた 段階的支援

すぐに就労することが困難
な方には、就労に向けた準備
として生活習慣や基礎能力
を養う支援や、短時間就労
の機会を提供しながら自立
を支援する「中間的就労」を
実施します。

●住居確保給付金

働くために住まいの 確保を支援

離職により住居を失った方、
または失うおそれの高い方
に対して、就職活動している
ことを条件に、一定期間家賃
相当額を支給します。
※支給には一定の要件があ
ります。

●一時生活支援事業

一時的に衣食住を提供

住居を持たない方に、
一定期間宿泊場所や
食事を提供します。

あなたの状況に応じた支援プランを提案します。

支援制度を利用して生活を立て直したケース

～ 離職した方への再就職に向けた支援 ～



リストラで1年前に退職して以来、家賃の支払いが難しくなり、不安になって、区役所に相談に行きました。支援員の方が、現在の状況を丁寧に聞き入れてくれて、徐々に不安が解消されていきました。その後、住居確保給付金を受けて、家賃の支払いを心配せずに就職活動に専念できました。また、ジョブスポット^(※)の担当ナビゲーターから、面接や履歴書の書き方についてアドバイスを受けて、希望する仕事に就くことができました。

今では、安定した収入を得られ、アパートの家賃も毎月納めることができるようになり、家族とも良好な関係を取り戻すことができています。



区役所のジョブスポット

ジョブスポット^(※)

区役所内にハローワークの窓口(ジョブスポット)を設け、福祉との一体的な就労支援を行っています。

利用するには区役所生活支援課窓口での手続きが必要です。

～ 多重債務を抱えた方への家計相談支援 ～

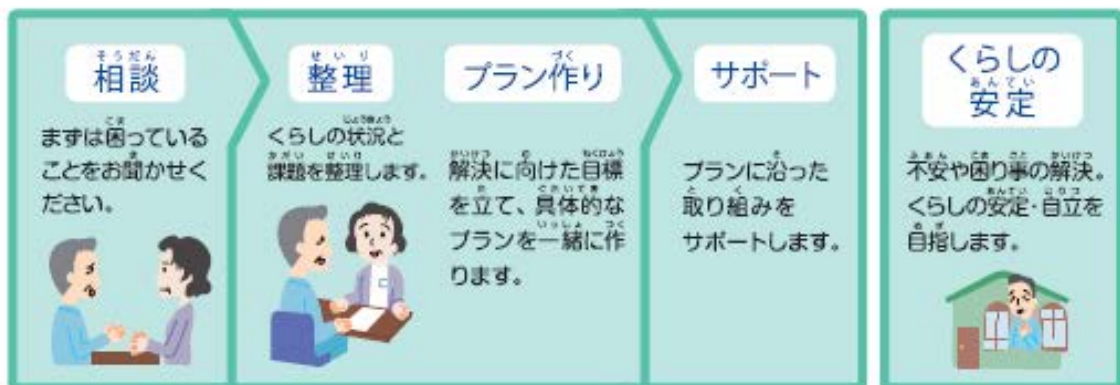
健康保険料納付の相談に行った際、区役所の窓口で支援制度のことを知り、「家計相談支援」を利用しました。

支援員の方と一緒に毎月の収支表を作ることで現在の収入に対して、借金返済額が多く無理があることが分かりました。債務整理を検討し、収支を見直したことで毎月の支払額を減らすことができました。

保険料を計画的に納めることができるようになり、心身とも落ち着き、家計が管理できるようになりました。



相談の流れ



相談は無料です！

秘密は厳守します！

相談はお住まいの区の福祉保健センター生活支援課まで
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
相談時間 8:45～12:00 13:00～17:00

区	所在地	電話番号	FAX
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	西区中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	中区日本大通35	224-8249	224-8239
南区	南区浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	港南区港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	緑区寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	栄区桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2405	800-2515
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5705	365-6351

※市外局番は(045)

横浜市健康福祉局生活支援課
横浜市中区港町1-1

TEL : 045-671-2429
FAX : 045-664-0403

平成30年7月作成

3 住居確保給付金チラシ

～横浜市からのご案内～



失業した方のために 家賃給付と就労支援を行います

住居確保給付金



離職や事業廃止により経済的に困窮し、
住まいを喪失している方、または喪失するおそれのある方を対象に、
家賃相当額を給付するとともに、就職活動を支援します。
(支給期間は原則3か月、条件により最長9か月まで。)

住居確保給付金の主な受給要件は次の通りです。
詳細については、お住まいの区の福祉保健センター生活支援課にご相談ください。

- 横浜市に住んでいる、または住む予定である。
- 申請日において、65歳未満であり、離職または事業廃止後2年以内である。
- 離職日において、自らの労働により収入を得て世帯の生計を主として維持していた。
- 申請日の属する月における、世帯の合計収入が次の基準額以下である。

<世帯員数>	<収入基準額>
1人	申請者家賃額(上限52,000円) + 84,000円
2人	申請者家賃額(上限62,000円) + 130,000円
3人	申請者家賃額(上限68,000円) + 172,000円
4人	申請者家賃額(上限68,000円) + 214,000円
5人	申請者家賃額(上限68,000円) + 255,000円

- 申請日における、世帯の預貯金と現金の合計が次の資産上限額以下である。

<世帯員数>	<資産上限額>
1人	504,000円以下
2人	780,000円以下
3人以上	1,000,000円以下

- 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金等)を受けていない。
- ハローワークに求職の申し込みをし、常用就職を目指した求職活動を行う意欲がある。
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員ではない。

- ※ 支給期間中は、福祉保健センターが策定するプランに基づいて就労支援を受けることが必要です。
- ※ 失業給付金や各種手当、年金等の公的給付は収入扱いとなります。
- ※ 給付される家賃額(管理費・共益費は除外)は、上記「申請者家賃額」が上限です。
- ※ 生活保護受給中の方は対象外です。

～相談から支援までの流れ～

1 相談・申請

区生活支援課へ来所の
うえ、ご相談ください。
制度の説明を受けて頂き、
「住居確保給付金支給
申請書」に、離職関係
書類等の証明書類を
添付して申請します。

2 審査と 支援プランの決定

横浜市による審査が
行われます。
就職活動の進め方や計画を、
自立相談支援員と一緒に
考えていきます。

3 給付決定と 求職活動

入居住宅の貸主、
又は貸主から指定を受けた
事業者の口座に対し、
横浜市から住居確保給付金
が振り込まれます。
ハローワーク等で就職活動
を行います。

相談・申請手続は、お住まいの区の福祉保健センター
生活支援課で行っています

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
相談時間 8:45～12:00 13:00～17:00

区	所在地	電話番号	F A X
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3 - 2 0 - 1	510 - 1785	510 - 1899
神奈川区	神奈川区広台太田町 3 - 8	411 - 7103	411 - 0361
西区	西区中央 1 - 5 - 1 0	320 - 8415	322 - 9877
中区	中区日本大通 3 5	224 - 8249	224 - 8239
南区	南区浦舟町 2 - 3 3	341 - 1207	341 - 1219
港南区	港南区港南 4 - 2 - 1 0	847 - 8404	847 - 0378
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2 - 9	334 - 6266	334 - 6030
旭区	旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 1 2	954 - 6069	951 - 5831
磯子区	磯子区磯子 3 - 5 - 1	750 - 2408	750 - 2542
金沢区	金沢区泥亀 2 - 9 - 1	788 - 7815	788 - 7883
港北区	港北区大豆戸町 2 6 - 1	540 - 2329	540 - 2358
緑区	緑区寺山町 1 1 8	930 - 2333	930 - 2329
青葉区	青葉区市ヶ尾町 3 1 - 4	978 - 2341	978 - 2416
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1	948 - 2311	948 - 2486
戸塚区	戸塚区戸塚町 1 6 - 1 7	866 - 8431	866 - 2683
栄区	栄区桂町 3 0 3 - 1 9	894 - 8400	894 - 3423
泉区	泉区和泉中央北 5 - 1 - 1	800 - 2405	800 - 2515
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 1 9 0	367 - 5705	365 - 6351

※市外局番は(045)

横浜市健康福祉局生活支援課 2019年1月作成
横浜市中区港町 1 - 1 TEL:045-671-2429/FAX:045-664-0403

4 その他の参考資料等

- (1) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (2018 (平成 30) 年 10 月 厚生労働省社会・援護局)
- (2) 生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック (Q&A集) (2016 (平成 28) 年 3 月 生活困窮者自立支援事業相談員ハンドブック編集委員会/株式会社日本総合研究所)
- (3) 生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト (2014 (平成 26) 年 7 月 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会/中央法規出版株式会社)
- (4) 生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き (2014 (平成 26) 年 3 月 一般社団法人北海道総合研究調査会)

平成 31 年 3 月版に誤植があったため、以下の点を修正しています

正誤表

該当箇所	平成 31 年 3 月版	令和元年 7 月版
P48 8 行目	誰もが安心して暮らせる	誰もが安心して <u>自分らしく健やかに</u> 暮らせる
P52 10 行目	「社会資源」になるだけでなく	「社会資源」になる <u>だけ</u> でなく
P52 18 行目	コミュニケーション	コ <u>ミュ</u> ニケーション

おわりに

生活困窮者の自立と尊厳の確保に向けた個別支援の充実を図るためには、支援の過程や結果を通じて、「何ができて、何ができていないか」を振り返り、その後の支援に生かすことが重要です。そのために、個々の支援プランの適切性や終結の判断に際しては、「支援調整会議」を実施し、組織としての対応力を高め、支援の質の向上に努めます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく支援は、複合的な課題を抱えた相談者の悩みに寄り添い、従来は制度の狭間に陥りがちであった課題に応じてオーダーメイドの支援を組み立てる必要があります。

そのように支援の幅を広げるためには、本指針の第4章（「包括的な相談支援の充実」）に記載のある生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、第5章（「支援のためのチームづくり」）で取り上げた様々な関係機関との連携や第6章（「お互いに支え合える地域づくり」）で取り上げたような幅広い主体との協働など、その活動は多岐にわたります。連携、協働の取組は属人的な部分に負うところが少なくありませんが、一度築いた関係性が人事異動等で後戻りするといったことがないよう、自立相談支援機関が組織として連携・協働による相談支援体制を築くことが重要です。

そこで、年度ごとに市及び各区において、「生活困窮者自立支援制度に関する実施方針・事業計画」を作成し、日常的な支援の振り返りに加え、本制度の取組状況を総括的に振り返り、次年度の事業計画に反映させることとします。

以上のように、個別支援と支援のためのチームづくり、お互いに支え合える地域づくりの視点も含めてPDCAサイクルを循環させ、実効性のある制度運営につなげていきます。

横浜市健康福祉局生活支援課

TEL : 045-671-2429 FAX:045-664-0403

E - mail : kf-seikatsushien@city.yokohama.jp